

# 検討経過報告

平成 21 年 6 月 24 日

農 林 水 産 省

## 1. 第 1 次シミュレーション

4 月 1 7 日（金）に開催された第 2 回農政改革関係閣僚会合において決定された「農政改革の検討方向」を踏まえ、国民各層のコンセンサス形成に向けた国民的議論に資するよう、4 月 2 2 日（水）の第 1 1 回農政改革特命チームにおいて、「米政策に関するシミュレーション結果（第 1 次）について」を公表。

## 2. 意見募集

4 月 2 3 日（木）～5 月 2 2 日（金）にかけて、ホームページにおいて「農政改革の検討方向」及び「米政策に関するシミュレーション結果（第 1 次）について」に関する意見募集を実施。農業者・消費者をはじめ幅広い方々からのべ 568 件の意見が寄せられた（別紙 1 参照）。

【募集の結果】	インターネットによる意見	3 2 0 件
	郵便、FAXによる意見	2 4 8 件
	合計	5 6 8 件

## 3. 意見交換会及び座談会

5 月 1 1 日（月）～5 月 2 2 日（金）にかけて、全国 1 1 地区において、意見交換会及び座談会を実施。農業者、消費者や地方自治体、JA、企業等の担当者などのべ約 1, 800 人が参加（別紙 2 参照）。

【実施地域】	北海道、東北（2カ所）、関東、北陸（2カ所）、
	東海、近畿、中国四国、九州、沖縄 全 1 1 地区

## 4. 平成 2 1 年度補正予算

5 月 2 9 日（金）に成立した補正予算において、担い手への農地の面的集積、農業経営体の育成などの関連事業を計上（別紙 3 参照）

## 5. 経済財政諮問会議

6 月 3 日（水）に開催された第 1 5 回経済財政諮問会議において、石破農林水産大臣から、「農政改革の展開方向」（別紙 4 参照）を説明。

## 6. 骨太の方針

6月23日(火)に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009～安心・活力・責任～」(別紙5参照)において、「産業としての持続性」、「食料の供給力」、「農山漁村の活力」の三つを再生するため農政改革を進める旨、記載。

## 7. 農地法等改正法

農地の確保とその最大限の利用を図る「農地法等の一部を改正する法律」(別紙6参照)が6月17日(水)に成立。

(別紙1)

## 「農政改革の検討方向」及び「米政策に関するシミュレーション結果（第1次）」に寄せられた意見の概要

第2回農政改革関係閣僚会合（平成21年4月17日）で決定された「農政改革の検討方向」及び農政改革特命チーム第11回会合（平成21年4月22日）にて提出された「米政策に関するシミュレーション結果（第1次）」に対する御意見について、インターネットや郵送、また地方農政局等を通じて4月23日から5月22日まで国民の皆様から御意見を募集。（計568件）

御意見の一部を紹介すると以下の通り。

### 【I 基本的考え方】

- ・ 施策、対策等々がコロコロ変わり過ぎて困る。
- ・ 現在実施されている各種対策（水田経営所得安定対策、集荷円滑化対策、担い手経営革新促進事業）については、各対策が複雑に関連しており、現場農家では制度の理解がなされない面が多々ある。事務の簡素化を含めた簡素化を望みたい。
- ・ 世界的食料危機、食料安保、国産農産品の安全・安心、食料自給率の現状をあらゆる組織やメディアを利用して、危機感を持ってもらうことが、国民的議論を喚起していくことにつながっていくと思う。
- ・ 農業政策決定については、農業関係者（農家・農業団体等）以外の国民・消費者の意向をこれまで以上に尊重すべき。
- ・ 農業単体だけでなくあらゆる角度から考える事が必要である。何しろ垣根をこえた、グローバルな検討が必要。農政改革の検討を読んだが言っている事はもっともと思うが、施策が場当たりので今までと変わらない。現場をわかっていない。
- ・ 短期的には現在の農業者が生産維持する政策が必要だが、中長期的には農業人口の減少、食料輸入の停滞を前提にした政策が不可欠と思われる。

### 【食品の安全性の向上（消費者の信頼の向上）】

- ・ 食品情報提供について、表示の簡素化、誰が見ても分かりやすい表示、加工食品への生産地表示（メイン食品だけでも）を行い、最低限の表示で安心して手に

入れるようにしてほしい。

- ・ 情報のアクセスに関し、情報発信の自由の確保、不用な情報制限を行わない、情報格差を生まない取り組みが必要。

#### 【担い手の育成・確保】

- ・ 若者の参入を促すため、若者が魅力を感じる新技術、新品種の開発分野などに特に支援強化を行うべき。
- ・ 法人化をするためには、いろいろな施策が講じられているが、法人設立後においても必要な支援対策を講じてほしい。

#### 【農地問題】

- ・ 農地の確保方策は、都市郊外、中山間、山間など地域や地形に分けた検討が不可欠なことについて、「農地問題」の項目などのところに記述しておく方が良い。
- ・ 農地の利用を調整する農地保有合理化法人や農業委員会、市町村の農政部局、新規就農相談窓口等の機関、団体の体制や実績、費用対効果を検証し、体制を充実すべき。
- ・ 農地改革を強力に推進するためには、
  - ①偽装農地や耕作放棄地等は相続税の納税猶予や固定資産税の農地並課税等の特例を適用しない
  - ②借地でも農地として活用されている場合は生産緑地も含めて特例を適用する
  - ③国土交通省等と連携し、農地転用や農用地区域からの除外は利用状況を追跡し、当初計画と異なる場合は厳罰化する。

#### 【農業生産・流通（生産調整以外）】

- ・ 加工用米の価格も新規需要米と同等となるような施策を講じてほしい。
- ・ 米粉など新規需要など供給のみ支援し、販売は自己責任とするのではなく、生産誘導する国の責務として、全国レベルでの需給調整システムの構築など需要の開拓・マッチングに取り組んでもらいたい。
- ・ 卸売価格の低迷は、卸売市場の価格形成機能の低下が原因で、市場法の規制緩和(セリの形骸化)が末端の川下の集客戦略のための販売の必要性から発言力を強化し圧力をかけていることが大きいことが問題。
- ・ 流通経路が、マーケティングも含め経済的、効率的となっているかの検討が重

要。

- ・ 国産品を流通させるための生産、流通、加工体系が失われている。この点に重点を置いた生産、流通、消費の誘導措置を取るべき。
- ・ 農業環境の整備と価格決定権の強い農産物の出口（量販店）の協力と整備、指導をどうするかが課題である。

#### 【農業生産・流通（生産調整）】

- ・ 減反見直しは反対。米が余っているのなら不足する大豆等の転作作物を今まで通り奨励するべき。輸入に頼ればいいという考えは日本国を滅ぼす。
- ・ 生産調整は実施者に目に見えるメリット措置がなければ現状の閉塞感は打破できない。
- ・ 価格均衡政策が必要であり、そのコントロール機能は生産調整が果たすべき。また、再生産可能な中長期的所得対策も必要。
- ・ 生産調整廃止は、絶対やめて欲しい。せつかく地域がまとまり、集落営農や、ブロックローテーションで軌道に乗っているのに、さもないと部落崩壊の危機に直面する。
- ・ 現状の減反政策を維持すべき。米の作付けを自由化すれば水不足によるトラブル、農協への搬入時間の混雑などが発生。
- ・ 「生産調整未達者の米価維持へのタダ乗り」をなくし、生産調整に参加させる手段としては、一時的な米価下げ、達成者に対する別途補填が有効ではないか。
- ・ 生産調整を廃止したほうが、農家の生産意欲が出るし、米価は下がると思うが、下がっても耐えられる農家が残って、消費者も喜ぶのではないか。
- ・ 政策変更による急激な価格変動に対し、希望する農業経営者への緊急無償(低率)融資制度を用意する必要がある。
- ・ 生産調整のメリット論が埋没しているため、生産調整をまじめに実施したものが損をしている制度となっている。このため、メリット論について、メリハリをつけまじめに取り組んだ者への対策の実施が必要。各種の政策支援をまとめて、現場に分かりやすいシンプルだが肉厚・骨太の支援策への見直しが必要。
- ・ 生産調整について、第1段階として、今年から5年以内を目途に『「試算4（＋30万ha）」＝生産調整 緩和シナリオ2』を実施し、第2段階として、5年後までに『「試算5（＋60万ha）」＝生産調整廃止シナリオ』に移行する。
- ・ 米減反政策による余剰能力を、自給率の低い重要農産物に注力して生産を上げ

る。

#### 【農業所得の増大】

- ・ 農業所得の目標設定は必要だが農業者の意欲を削ぐ様な取扱いとしないよう要望。
- ・ 再生産が可能な所得の確保が必要。
- ・ 農業所得の増大を検討項目に上げているのは評価したい。この10年程度で農家の所得は大幅に減少した。中でも米価の落ち込みによる所得低下が著しい。我々複合農家は、野菜による所得が中心であるものの、価格が乱高下（実際には低下の一途）する中で、米による所得が一定程度安定することを望む。

#### 【食料自給力問題】

- ・ 食料安全保障の確立は国策として位置づけ取り組むことが必要。
- ・ 世界的な食料需給の構造的逼迫等を消費者がどの程度理解しているのか。食の現状等を更に国民に理解してもらうことが必要。
- ・ 安定的な輸入調達の必要性もさることながら、国内資源の循環的な利用確立によるエネルギー、肥料等資源の確保のための研究、モデル作り、誘導措置を政策として行うべき。

#### 【農山漁村対策】

- ・ 農業・農村が果たす多面的機能に着目した緑の政策として、新たな直接支払制度を確立していく必要がある。

#### 【連携軸の強化・新たな分野への挑戦】

- ・ 新たな挑戦については、今までにない新たな挑戦（バイオマス、植物工場、新エネルギー等）と現在の農業の新たな挑戦（生物多様性、耕作放棄地解消、ITの活用等）とし、今までにない新たな挑戦については他省に予算を獲得してもらい、その調整を農水省が行うべき。

(別紙2)

### 意見交換会・座談会開催実績

各地域の実情を踏まえた意見を承り、検討に活かしていく観点から、5月11日から5月22日まで、全国11カ所において意見交換会・座談会を開催。各地での開催実績は以下の通り。

地区	日時	場所	参加人数
北海道	5月12日(火)	意見交換会 14:00~16:00 (札幌市)	150人
		座談会 10:00~11:30 (南幌町)	12人
東北① (岩手)	5月20日(水)	意見交換会 14:00~16:00 (盛岡市)	100人
		座談会 10:00~12:00 (盛岡市)	9人
東北② (宮城)	5月21日(木)	意見交換会 14:00~16:00 (仙台市)	180人
		座談会 10:00~12:00 (栗原市)	12人
関東	5月14日(木)	意見交換会 10:00~12:00 (さいたま市)	200人
		座談会 15:00~17:00 (熊谷市)	20人
北陸① (新潟)	5月21日(木)	意見交換会 10:30~12:00 (新潟市)	250人
		座談会 13:00~14:30 (新潟市)	20人
北陸② (金沢)	5月22日(金)	意見交換会 10:30~12:00 (金沢市)	120人
		座談会 13:00~14:30 (金沢市)	20人
東海	5月15日(金)	意見交換会 10:00~11:45 (名古屋市)	70人
		座談会 14:00~16:00 (安城市)	10人
近畿	5月14日(木)	意見交換会 14:30~16:30 (大阪市)	240人
		座談会 10:00~12:00 (甲賀市)	30人
中四国		意見交換会 10:30~12:00 (岡山市)	180人
		座談会 15:00~16:30 (東広島市)	20人
九州		意見交換会 14:00~16:00 (熊本市)	50人
		座談会 11:00~12:00 (熊本市)	14人
沖縄	5月11日(月)	意見交換会 13:00~15:00 (那覇市)	60人
		座談会 17:00~18:00 (名護市)	20人

## 意見交換会・座談会における主な意見（北海道）

開催日　： 5月12日（火）

参加人数：札幌市：約150名（意見交換会）

南幌町：　　12名（座談会）

- ・ 規模が小さくても高品質なものを生産している農家は重要。農家は規模が大きくても中くらいでも小さくてもいろいろあってもよいのではないか。
- ・ 政策を見直す場合には、規模という視点ではなく、主業農家が経営していけるようにして欲しい。
- ・ 補助金等は分かりにくく、簡略して欲しい。
- ・ 産地づくり交付金がなければ経営がなりたたない。国を頼りにせざるを得ない。
- ・ 米粉用の製粉施設を増やすことはできなのか。その際、料理などの米粉の利用方法などの助けが必要。
- ・ 農家の努力をしてきており、規模拡大もやっている。コメでは食べられないので複合経営をしている。最低限の生活ができるように所得補償をしてほしい。
- ・ 3年間で政策が変わってしまうのは困る。我々は20年前から計画を立てている。

## 意見交換会・座談会における主な意見（東北：岩手）

開催日　：5月20日（水）

参加人数：盛岡市：約 100名（意見交換会）

盛岡市：　　9名（座談会）

- ・ 食の安全については生産者だけに負担が集中するのではなく、国民全体で支えていくことが重要。
- ・ 消費者のニーズに応えようとするとなればそれなりのコストがかかる。1haでも経営が成り立つような価格の維持を図る必要。
- ・ 生産調整に協力しない者に対しては快く思っていないが、彼らもそれなりにペナルティを負っている。リスクを負いながら農業に取り組むことも認めていく必要。
- ・ 生産調整を緩和して高コスト体質を改善する必要。
- ・ 農業はもうからない産業であり、利益追求を基本とする企業の発想に振り回されるのはいかなものか。
- ・ 麦・大豆は成果が上がっておらず補助金があるから続けている状況。画一的な作物の奨励はやめ、適地適作で行うべき。
- ・ 国民は農業・農村の意義を見失っている。多面的機能については、日本型生活の原点である農村の文化、慣習の価値も強調してほしい。
- ・ ナラシがあっても所得は下がり続け生活ができない。農家が自ら選択できる政策を展開する必要。
- ・ 消費者ニーズと言わず、むしろ生産現場の視点に立った政策を展開してほしい。
- ・ 3対策（米政策改革推進対策、水田経営所得安定対策、農地・水・環境保全向上対策）が定着しないうちに農政改革の議論が始まり違和感。中長期的に持続可能な方針を打ち出してほしい。

## 意見交換会・座談会における主な意見（東北：宮城）

開催日　：5月21日（木）

参加人数：仙台市：約180名（意見交換会）

栗原市：　　12名（座談会）

- ・ 農政は長期的展望の下、ある程度団結して、また総合的視点で行うべき。
- ・ 農業は経営として成り立つことが大原則であり、儲かればおのずと後継者も出てくる。農業は儲かるという施策を国としても打ち出して欲しいし、自治体も努力する。
- ・ 食の安全・安心や農の大切さを子供たちに伝えるアグリスクールを行っているが、生産調整や経営の安定への不安が親たちにあり、食育推進上もマイナスになっている。経営の安定確保が必要。
- ・ 制度が多すぎ、複雑すぎるので、生産調整という発想を転換して、野菜のように価格安定制度に統一してはどうか。
- ・ 所得低下の根本原因は農産物価格の下落であり、多角化や大規模化など、農家の自律経営がまずありきという政策では限界がある。
- ・ 現場では、米について需給管理が不要と思っている農家は一人もいない。
- ・ 農業の持つ環境保全機能・国土保全機能をもっと強く改革の中で明示していくべき。
- ・ 農政改革を始めるということについて、自治体にも農協にも最初全く情報が来ず不安感が高まった。今日の説明会のように、早めに情報共有できるやり方を今後も続けてほしい。
- ・ 自給率を上げるべきという答えは、消費者からすでに示されている。地域農業を支える人の確保は、水田農業のあり方・方法等について、賛否は色々あるが、国はこうするという方向を早く示して欲しい。

## 意見交換会・座談会における主な意見（関東）

開催日：5月15日（金）

参加人数：さいたま市：約200名（意見交換会）

熊谷市：約20名（座談会）

- ・ シミュレーションで、18,000円が「高い」という説明があったが、最盛期には23,000円もあった。18,000円を高いというのはおかしい。再生産できる価格でなければ、後継者が出てくるはずがない。
- ・ 今後、食料輸入が厳しくなると予想されるので、自給率はもっと上げるべき。その意味で休耕地を発生させている減反政策には疑問。関連企業を農業に参入させるべき。環境政策との連携も必要。
- ・ シミュレーションのそれぞれのシナリオについて、どの程度の財政負担が予想されるのか明らかにすべき。
- ・ シミュレーションで、前提条件がよく分からないまま数字を出せば、数字だけがひとり歩きすることになり危険。また、生産サイドからだけ見ていて、需要サイドからの分析が無いのではないか。
- ・ これまで転作してきたが、米価は下がる一方。18,000円で売らなければやっていけないので、米価を維持して欲しい。企業参入されると、家族農家が影響を受けることになる。
- ・ 肥料・農薬は、本当に重大な問題であり、真剣に検討すべき。今後、人口が減少し、米の消費量が落ちていくことを考えれば、生産調整強化のシナリオが一番良い。
- ・ 高齢化が進み、今後4～5年は良いがその後が問題。60歳で定年退職した者を狙って就農に繋げ、当座助けてもらうことができないか。そのようなソフト事業を考えていただきたい。
- ・ 本当に農業だけで生きている経営者とそうでない者を同じ扱いにするのはおかしい。そのような施策では後継者は絶対に育たない。

## 意見交換会・座談会における主な意見（北陸：新潟）

開催日：5月21日（木）

参加人数：新潟市：約250名（意見交換会）

新潟市：約20名（座談会）

- ・ シミュレーションの信憑性に疑問。大臣は、生産調整の維持、強化を考えないと発言しているが、緩和、廃止に向けて、すでに世論形成が始まっているのではないか。
- ・ 生産調整は縮小均衡でなく、拡大均衡に向かうべき。不公平感の問題を解消するためには、面積の配分をやめるしかない。米粉や飼料用などの用途調整に軸を置いた出口対策が必要。
- ・ 減反見直しの議論に対して、歓迎と戸惑いの2つの相反する気持ち。総論については同意するが、具体的に生活をどう維持するかは不安。しかしこの辺りでケリをつけるべき。今回できなければ、永遠に農業は浮かばれない。最後のチャンス。
- ・ 米粉といっても、ほとんどが米菓用。米粉の生産量が増えているとする農水省の資料は詐欺に近い。国産米の米粉が行き渡らない点は改善して欲しい。
- ・ 食料生産の担い手と地域の担い手は必ずしも一致しなくても良い。農地を貸した人もそこに住み続けることが大前提であり、そのような人にどう光を当ててるのか。そこまで整理されていない。
- ・ 農政改革は現行制度を前提としたものに矮小化すべきではない。価格保障から所得補償へ転換し、しっかりした直接保障を行った上で、生産調整を見直すべき。
- ・ 消費者の願いは、安全なものを適正な価格で供給して欲しいというその一点。生産者と消費者を対立した軸で考えるべきではない。どうして税金を投入しなければならないのかを消費者が分かる形で示していただきたい。
- ・ 需給調整による価格の安定が必要。その上に立って、岩盤対策等の施策を考えるべき。もっと元気の出る方向性がないのか。

## 意見交換会・座談会における主な意見（北陸：金沢）

開催日：5月22日（金）

参加人数：金沢市：約120名（意見交換会）

金沢市：約20名（座談会）

- ・ 米価を下げる方向に誘導しながら、日本型直接支払いを導入することで、日本農業の展望を拓くべき。
- ・ 真面目に生産調整を行う者が報われるべき。今年度からの水田有効活用促進交付金は、これまで不真面目であった者を対象とするもので、論点がずれている。
- ・ 担い手だけでなく兼業農家がリスクされる政策が必要。また、釣竿を選んでもらう（経営の自由度を増す）政策に転換することが必要。
- ・ 生産調整は制度が複雑で、事務処理が膨大なものとなっており、無駄な労力が取られている。食料安全保障の観点からも、転作作物への助成は必要。
- ・ 農水省は、生産調整に関する説明責任を県などに外注しており、国民への説明責任を果たしていない。
- ・ 米政策は、目標をどこに置いているのか分からない。政府は、生産者への支援をどう考えているかを示すべき。
- ・ 米価が安くなって水田が耕作放棄されては困る。米価が安いから良いとは思っていない。環境の視点や担い手の育成が重要。
- ・ 米の需要が減少していく中、生産者がどのような方向に向かおうとしているのか分からない。収入にはリスクがあって、それを補填するような施策でなければ、納税者や消費者の理解を得られない。
- ・ シミュレーションにおいて、生産調整を強化した場合に、米価が高く維持されるので米の消費量は減少するとしているが、実態と合っていない。米の需要は価格と関係なく減少してきている。
- ・ 農家の所得を向上させるためにも、米粉や米粉製品には、国別の原産地表示を導入すべき。

## 意見交換会・座談会における主な意見（東海）

開催日　：5月15日（金）

参加人数：名古屋市：約70名（意見交換会）

安城市：　10名（座談会）

- ・ 農産物の価格が下がる一方、生産にかかる費用は下がっていない。採算がとれるような値段で国産農産物が取引されるようにすることが最低限必要。
- ・ 農業生産がもたらす環境などへのプラスの機能を評価し、対価を与えることが必要。
- ・ 消費者の視点ではなく、「市民」の視点で考えることが必要。農業体験を通じ、市民は農業の応援団になり得る。
- ・ 専業農家と兼業農家を切り離れた施策を考える必要がある。
- ・ 生産調整にかかる施策は、つぎはぎ的かつ複雑。来年度はどのような施策になるかわからず、農家は将来設計すらできない。
- ・ 選択制になると、これまで築き上げたブロックローテーションによる営農体系が維持できない。一律の農政でなく地域条件や担い手・非担い手の状況に応じた支援が必要。
- ・ 行政は、農家に役立つようなアドバイスや指導をして欲しい。鳥獣害が多く転作対応できないところは、米の作付を認めるべき。補助金にかかる書類が多すぎる。
- ・ 園芸施設の更新に対する支援が必要。品種にかかる特許料が経営の負担になっており、これへの助成が必要。
- ・ 「需要に応じた生産」とあるが、売れないから作らないとなると、需要は減少し続ける。需要を作り出す努力が必要。
- ・ 実需者としては、農業者に安定的な国産農産物の供給をお願い。

## 意見交換会・座談会における主な意見（近畿）

開催日　：5月14日（木）

参加人数：大阪市：約240名（意見交換会）

甲賀市：約 30名（座談会）

- ・ 設備投資計画などを考える際に、農家にとっては、長期的な展望に立った見通しが必要。国の目指す方向性がコロコロ変わってしまっては困る。
- ・ 生産調整の緩和・廃止により、米価が下がると、余り米の作りあいのような状態になりるとともに、（採算のとれる）条件の良い圃場に人気が集中し、むしろ耕作放棄地の増加を招くのではないか。
- ・ 補助金申請などに係る事務手続きをさらに簡素化してほしい。
- ・ 農業は、産業政策であるとともに、地域政策、環境政策といった面もある。消費者を含め、国民全体で農業を支えるためにどのような負担をするのが重要。
- ・ 「検討方向」の中では、農業がなぜ低落傾向にあるのかについての分析が不十分。これらを徹底的に分析し、公開すべき。
- ・ 米価が低落傾向にあるが、少なくとも生産コストに見合う米価にならないと経営が続けられない。水田フル活用の考え方には、大賛成であるので、単年度の取組とせず、継続してこれらを行ってほしい。
- ・ 農業は、市場の競争原理に委ねられない面もあり、国民全体で農業を支えるというマインドが必要。
- ・ WTO交渉に臨むに当たっては安易な妥協をせず、地域の基幹産業たる農業をしっかり守ってほしい。

## 意見交換会・座談会における主な意見（中国四国）

開催日：5月14日（木）

参加人数：岡山市：約 180名（意見交換会）

東広島市： 20名（座談会）

- ・ 生産調整は、再生産が可能なメリット措置を設けなければ、効果を発揮しない。
- ・ 収入減少影響緩和対策を5中3平均ではなく、もう少し長いスパンで検討すべき。
- ・ 財政負担を第2次シミュレーションで示すべき
- ・ 食料安保の観点から、農家の所得補償制度を検討すべきではないか。
- ・ 中山間地域等直接支払いや農地・水・環境保全向上対策の整理をし、使いやすい施策にすべき。
- ・ 農地法の改正は、大規模な資本の参入を促す地ならしとしか思えない。
- ・ 新たな取組等に対して、これまで十分な支援がされてこなかったもので、先進的な取組に対する支援を充実させるべき。
- ・ 過剰米や米価の下落について、国が責任を持って対応するとの観点から、食管制度をもう一度復活させるべき。
- ・ 生産調整達成県では、さらに転作をしようという意欲がわからない。未達成県が有利になるということは説明がつかない。
- ・ 農村工業導入法について、食品加工のように付加価値を加える取組が促進されるよう法改正をお願いしたい。
- ・ 施策が煩雑すぎたり、コロコロ変わる。また、事業の申請が短すぎるので、十分な周知期間を取ってほしい。

## 意見交換会・座談会における主な意見（九州）

開催日：5月14日（木）

参加人数：熊本市：53名（意見交換会）

熊本市：14名（座談会）

- ・ 政府は生産調整の撤廃を決めた、と農家は思っている。減反を進めながら米価を維持して欲しい。
- ・ 生産調整に参加した人にだけは、適切な米価水準までの所得を補償する、あるいは全て政府が買い上げるといった制度を導入すべき。
- ・ 国民の意見を聞いたり色々な場で議論することも理解できるが、答えは出ないだろう。政治家などのリーダーが方針を決めるのも一つの考え。
- ・ 「これまでの農政が生産者より」、というのは心外（戦後の食料不足を支えてきたのは我々。MA米の輸入にも我慢しながら生産調整を維持している。）。
- ・ 「不公平感」の真の意味は、水張りや裏作（鳥獣被害対策等含む）に労力・費用をかけてまで参加するのは馬鹿げている、という嘲笑に対する気持ちである。
- ・ 検討項目が生産者によりすぎ。
- ・ 食料自給率の目標を定めて農政の軸をぶれないようにすれば、安心が持てる
- ・ 「農政の大転換」として品目横断対策を導入したばかり。このことを十分に踏まえて検討すべき。
- ・ 政策は集落営農にこだわりすぎ。個人でやっている担い手こそ重視すべき。
- ・ 生産者は一様ではない。都市と地方、中山間地域と平坦地、大規模と小規模等に区分して検討すべき。

## 意見交換会・座談会における主な意見（沖縄）

開催日：5月11日（月）

参加人数：那覇市：約60名（意見交換会）

名護市：20名（座談会）

- ・ 食品、加工品の原材料表示を進め、国産の良さを広くアピールしていく必要がある。
- ・ 生産調整について、沖縄としては撤廃し自由に作っても良いのではないかと。
- ・ 沖縄の稲作の規模は小さいが、残っている水田では米以外への転換は難しく、農家手取りが下がると困る。現在のポジ配分量を下げないで欲しい。
- ・ 減反政策を行いながら、自給率向上といい、消費者からみると国家のポリシーが見えにくい。
- ・ 米の輸出を進め、転作にカウントを増やしていけばよいのではないかと。
- ・ 米政策に関するシミュレーションについて、財政負担の規模についても入れていくのか。
- ・ 農政として、これまでにどのような成果を得たのか、今後何をすべきかを整理して、示す必要があるのではないかと。
- ・ 特命チームでは、沖縄の基幹作物であるさとうきびについて検討したのか。
- ・ WTO 交渉について、関税をこれ以上上げないよう日本の立場を主張して欲しい。

## 平成21年度農林水産関係補正予算の概要

平成21年 5月  
農林水産省

**農林水産関係補正予算 総額 1兆302億円**

### **I 将来の食料供給を万全にする持続可能性のある強い農業づくり 5,694億円**

#### **1 平成の農地改革の着実な実施と将来に渡り持続的に農業を維持できる総合的な農家経営支援体制の構築**

##### **(1) 担い手への農地集積**

- ① 農地集積加速化事業（新規） 2,979億円
- ・ 小規模農家・高齢農家などの農地の出し手が安心して担い手に農地を委ねることができるよう、今後3年間に、農地の面的集積につながる貸出しを行った農地所有者へ交付金を交付（最高15,000円/10a/年・最長5年分）等

##### **(2) 担い手への経営支援**

- ① 雇用拡大のためのスーパーL資金等の無利子化事業（新規） 99億円
- ・ 新たな雇用を創出する認定農業者を対象に、スーパーL資金等について、800億円の無利子化枠を設定
- ② 農業経営維持支援緊急保証事業（新規） 36億円
- ・ 経営意欲のある農業者の資金繰り支援のため、農業経営の維持に必要な資金について、490億円の緊急保証枠を設定
- ③ 農林漁業セーフティネット資金の無利子化事業（新規） 7億円
- ・ 資金繰りが悪化している認定農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金の無利子化枠を100億円追加
- ④ 担い手経営展開支援リース事業 28億円
- ・ 担い手が導入する農業用機械等のリース料の一部を助成
- ⑤ 新規就農定着促進事業（新規） 55億円
- ・ 新たに農業経営を開始する者等が個人で行う農業用機械等

の導入を支援

- ⑥ 集落営農法人化等緊急整備推進事業（新規） 54億円
  - ・ 集落営農の組織化、集落営農の法人化に取り組む場合の農業用機械等の導入等を支援
- ⑦ 地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 11億円
  - ・ 雇用者の増を図る農業者が行う、農業用機械等の整備に対する融資残補助

### (3) 土地改良負担金の軽減

- ① 土地改良負担金償還特別緊急支援対策（新規） 200億円
  - ・ 土地改良事業等の農家負担分を軽減するため、農地の利用集積等を要件に、3年間無利子となるよう利子相当額を助成

## 2 「水田フル活用」元年としての取組の加速化

- ① 需要即応型生産流通体制緊急整備事業（新規） 1,168億円
  - ・ 水田農業について、地域が一体となって行う実需者との連携活動、品質向上、流通効率化等の取組を支援  
〔 麦、大豆等：最大15,000円/10a、  
米粉用米、飼料用米：25,000円/10a 〕
  - ・ 国産の麦・大豆・新規需要米を活用した商品開発等緊急的な需要拡大を図る取組を支援
- ② 強い農業づくり交付金 36億円  
(カントリーエレベータ等の産地基幹施設の再編利用関係)
  - ・ 麦、大豆、飼料用米等の増産に取り組む地域において、カントリーエレベータ等を再編利用する取組を支援

## 3 地域経済にとって不可欠な麦・大豆・畜産・野菜・果樹等の農業部門の体質強化

### (1) 水田農業、野菜・果樹・畑作等への支援

- ① 食料供給力向上緊急機械リース支援事業等 272億円
  - ・ 生産性や品質向上に向けた技術定着に資する農業用機械等のリース方式による導入を支援
- ② 施肥体系緊急転換対策事業等 84億円
  - ・ 土壌診断、減肥栽培等による施肥低減の取組を支援するとともに、モデルタウンの育成等により有機農業の取組を支援
- ③ 畑作等緊急構造改革対策（新規）等 55億円
  - ・ 適正な輪作体系への見直し等持続型畑作農業の推進、てん

菜の直播栽培の導入、さとうきびの作業受委託、老朽化した共同荒茶加工施設の更新等を支援

- |   |      |
|---|------|
| ④ 製糖施設緊急整備対策（新規）                                    | 16億円 |
| ・ 甘しや糖の製造コストの低減、品質の向上等に資するボイラー、圧搾機等の導入を支援           |      |
| ⑤ 野菜・果実の鮮度保持技術・新流通システム実証事業（新規）                      | 22億円 |
| ・ 野菜・果実の超長期保存技術による需給調整の有効性を実証する取組等を支援               |      |
| ⑥ 野菜・果樹産業等構造回復緊急支援事業（新規）                            | 9億円  |
| ・ 園芸産地の品質向上等に資するため、防虫ネット等の導入を定額で助成                  |      |
| [このほか、加工原料用果実の長期契約取引への支援等を実施]                       |      |
| ⑦ 植物工場普及・拡大総合対策（新規）                                 | 96億円 |
| ・ 植物工場関連技術の競争展示・研修拠点を整備するとともに、民間企業等に対し植物工場の導入を支援    |      |
| ⑧ その他、知的財産の保護・活用を図るため、（独）種苗管理センターに登録品種のDNAの保管施設等を整備 | 10億円 |

## （２）畜産・酪農への支援等

- |   |       |
|---|-------|
| ① 畜産自給力強化緊急支援事業（新規）                                 | 150億円 |
| ・ 生産性や飼料自給率向上等に必要な機械のリース方式による導入を支援                  |       |
| ② 畜産経営維持緊急支援資金融通事業（新規）                              | 99億円  |
| ・ 償還が困難な負債の借り換えを行う新たな低利（当初2年は無利子）・長期資金を措置（融資枠500億円） |       |
| ③ 優良繁殖雌牛更新促進事業（新規）                                  | 79億円  |
| ・ 低能力の繁殖雌牛から高能力の繁殖雌牛への更新を支援                         |       |
| ④ 強い農業づくり交付金（産地食肉センター施設整備関係）                        | 60億円  |
| ・ 食肉流通の合理化や高品質で安全・安心な食肉の供給等を図るため、産地食肉センターの施設整備を支援   |       |
| ⑤ 飼料稲フル活用緊急対策事業（新規）                                 | 13億円  |
| ・ 稲全体を飼料として活用する「飼料稲フル活用」の取組に対して面積助成                 |       |
| ⑥ 飼料用米農薬安全確保事業（新規）                                  | 7億円   |

- ・ 粳米について、農薬の残留基準を定めるための残留試験を支援
- ⑦ 馬産地再活性化緊急対策（新規） 50億円
  - ・ 馬生産の高度化等に必要リース、長期低利の借換資金の融通、市場上場馬の情報提供等流通活性化の取組を支援
- ⑧ その他、高病原性鳥インフルエンザ対応のため、家畜保健衛生所の病性鑑定機能強化に必要な機器を整備 1億円

## Ⅱ 地域に雇用と賑わいを生み出す農山漁村の活性化 828億円

---

### 1 農林水産業における雇用の飛躍的拡大

---

- ① 「農」の雇用事業 39億円
  - ・ 農業法人等が就農希望者を雇用して行う実践研修（OJT研修）を追加実施（2,000人）
- ② 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業（田舎で働き隊！） 6億円
  - ・ 農村地域における都市部人材の活用等に取り組む仲介機関を支援
- ③ 強い農業づくり交付金（農業研修教育施設等整備関係） 2億円
  - ・ 農業法人等が行う就農希望者向けの研修・宿泊施設等の整備を支援

### 2 地域の元気の基である集落コミュニティの再生

---

- ① 農地有効利用支援整備事業 200億円
  - ・ 農地、農業水利施設等の簡易な整備、施設管理の省力化のための取組等を支援
- ② 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等 73億円
  - ・ 農林水産物処理加工施設、直売・食材供給施設、都市との地域間交流の促進施設の整備等を支援
- ③ 戦略的産地振興支援事業 15億円
  - ・ モデル地区において「経営実証圃」を設置し、基盤整備の効果に加え、営農、流通、販売面等の実証を総合的に支援
- ④ グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業（新規） 3億円
  - ・ グリーン・ツーリズムの推進及び子ども農山漁村交流プロジ

エクトの受入に意欲を持った受入地域の体制整備を支援

- |   |          |
|---|----------|
| ⑤ 農山漁村地域力発掘支援モデル事業                                      | 2 億円     |
| ・ 地域住民や団体が協働して取り組んでいる、有形・無形の様々な地域資源を活用した新たなビジネスの立ち上げを支援 |          |
| ⑥ 小水力発電工事等技術強化対策事業                                      | 5 億円     |
| ・ 農業用水利施設を活用した小水力発電の導入に向けた計画策定等や新技術を活用した低コストな水力発電の実証を支援 |          |
| ⑦ 農業農村整備事業等（公共）   | 1 5 3 億円 |
| ・ 農地の利用集積の加速化の契機となる区画整理、老朽化した農業水利施設の更新等を実施              |          |

### 3 雇用の確保につながる耕作放棄地の再生

---

- |  |          |
|--|----------|
| ① 耕作放棄地再生利用緊急対策  | 1 5 0 億円 |
| ・ 耕作放棄地の再生・利用活動として、荒廃の程度に応じて行う3万円又は5万円/10aの支援に加え、重機を用いた再生作業及び新規就農者への研修等を支援メニューに追加等 |          |
| ② 鳥獣害防止総合対策事業  | 4 億円     |
| ・ 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の取組、鳥獣を里に出没させない大規模緩衝帯の整備等を支援                                    |          |

### 4 新たな需要を創出する農商工連携をはじめとした地域ビジネスの展開等

---

- |   |        |
|---|--------|
| ① 地産地消・産直緊急推進事業（新規）                                       | 8 7 億円 |
| ・ 大都市等におけるインショップの展開、公園等での仮設型の直売施設の試験展開等を支援                |        |
| ・ 学校給食での地場農畜産物の利用拡大メニューの開発・原料費等の助成、米飯学校給食のための電気炊飯器の導入等を支援 |        |
| ② 地域流通モデル構築支援事業   | 2 億円   |
| ・ 食料品小売店が商店街の空き店舗等を活用して新鮮な地場農産物を安定的に販売するために必要な改修費等を支援     |        |
| ③ 食農連携促進施設整備事業（新規）等                                       | 1 8 億円 |
| ・ 農業者と食品産業事業者が連携し、国産農産物を活用した新商品等の事業化を促進するために必要な施設の整備等を支援  |        |
| ④ 国産原材料供給力強化対策  | 1 0 億円 |
| ・ 国産原材料の安定供給に向けて、産地、食品製造業者及び両者をつなぐ中間事業者の取組を支援             |        |

- |  |       |
|--|-------|
| ⑤ 新需要創造対策事業  | 4 億円  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物の機能性を活かした新商品の開発、産地や企業のマッチング、事業化に必要な施設整備等を支援</li> </ul>   |       |
| ⑥ 農と医の連携促進モデル事業（新規）  | 2 億円  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者と医療福祉関係者が連携し、病院等における地産地消等を推進するモデル的な取組を支援</li> </ul>  |       |
| ⑦ 海外日本食・日本食材等市場確保緊急対策（新規）等   | 9 億円  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林漁業者等と海外輸入業者、卸売業者等とのマッチングの場の設定等海外での国産農林水産物等の商談活動等を支援</li> </ul>  |       |
| ⑧ 強い農業づくり交付金（地産地消・産直関係等）   | 30 億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産物の高付加価値化等に向け、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設等の整備や、土壌土層改良等を支援</li> <li>・ 直売施設、地域食材供給施設等の整備や、地場農産物を安定的に供給する中間事業者等の処理加工施設等の整備を支援</li> </ul> |       |
| ⑨ 食品循環資源品質維持体制整備事業（新規）   | 5 億円  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品産業の事業場で発生する食品循環資源を高品質な肥飼料の原材料として提供していくために必要な設備の導入を支援</li> </ul>   |       |
| ⑩ 食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業（新規）  | 9 億円  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品産業における食品廃棄物の有効利用等を可能とする技術の改良、実証等を支援</li> </ul>  |       |

### Ⅲ 低炭素社会の実現、農林水産業・ 農山漁村の潜在力発揮の促進

262 億円

- |  |        |
|--|--------|
| ① 地域資源利用型産業創出緊急対策事業（新規）  | 193 億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産関連施設等への太陽光パネルの設置、農林バイオマス3号機等先進的なバイオマス利活用施設の整備を支援</li> </ul> |        |
| ② スギ花粉症緩和米試験研究拠点の整備（新規）  | 16 億円  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スギ花粉症緩和米の実用化に向けた安全性・有効性試験等を実施するため、栽培環境制御が可能な植物工場を整備</li> </ul>  |        |
| ③ 遺伝子組換えカイコ実用化技術開発拠点の整備（新規）  | 7 億円   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子組換えカイコによる医薬品・医療用素材の有用物質生産の実用化を加速するための技術開発拠点を整備</li> </ul>    |        |
| ④ バイオマス実証実験施設の設置等  | 47 億円  |

- ・ 稲わらや木質バイオマスを原料とする「第2世代バイオ燃料」の技術開発を加速するための実証実験施設を設置等

## IV 森林資源を核とした地域産業の再生・創造

2, 537億円

### 1 森林吸収源対策をはじめとする森林の整備・保全の推進

- |   |       |
|---|-------|
| ① 森林整備事業（公共）*   | 790億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林吸収目標達成のための追加的な間伐、木材の搬出コストの低減等に必要な路網整備等を実施</li> </ul>             |       |
| ② 治山事業（公共）*   | 210億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集中豪雨、地震、台風により発生した集落周辺の荒廃地等において、治山施設の設置や機能の低下した保安林の整備を実施</li> </ul> |       |

\*のうち森林吸収源対策として820億円計上。

### 2 森林資源の徹底した活用による林業・木材産業の再生

- |  |          |
|--|----------|
| ① 森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）（新規）*  | 1, 238億円 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間伐及び路網整備に対する定額助成（800億円）</li> <li>・ 間伐材のフル活用を図るため、利用拡大に対応した、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマス利用の促進や間伐材の流通を一体的に支援</li> <li>・ 学校の武道場などの公共施設等での地域材の利用等を促進</li> </ul> |          |
| ② 花粉の少ない森林づくり対策事業  | 100億円    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都圏近郊等における花粉の多いスギの伐採・植替え（3年間で300万本）、優良苗木供給の拡大等の取組を支援</li> </ul>   |          |
| ③ 緑の雇用対策   | 50億円     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 即戦力確保のための「トライアル雇用」事業や里山保全のための緊急雇用、担い手の定着対策等を実施（4,000人）</li> </ul>   |          |
| ④ 森林整備地域活動支援交付金  | 31億円     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林所有者等が行う気象害等の状況の確認及び間伐促進のため境界明確化等を行う際の面積払いを実施</li> </ul>   |          |
| ⑤ 国産材住宅づくりの情報のワンストップサービスの拡充  | 5億円      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国産材住宅づくりに関する情報サイト「日本の木のいえ情報</li> </ul>  |          |

ナビ」や相談窓口の機能強化

- ⑥ その他、(独)森林総合研究所における地球温暖化防止に関連する研究施設等を整備 34億円

### 3 林業経営に対するセーフティネットの拡大

---

- ① 信用保証の拡充(金融支援) 78億円
- ・ 経営改善に取り組む林業者・木材業者に対する無担保保証枠を拡大(246億円)するための(独)農林漁業信用基金への出資等

## V 将来にわたって持続可能な力強い

### 水産業の確立

981億円

---

#### 1 我が国周辺の漁場生産力の向上による水産物供給力の強化

---

- ① 水産基盤整備事業等(公共) 341億円
- ・ 漁場、漁港施設、生活環境施設の整備等を実施
- ② 資源回復・漁場生産力強化事業(新規) 125億円
- ・ 輪番休漁の活用等による藻場・干潟の整備、漂流・漂着物の除去・処理等の取組を支援
- ③ 漁場機能維持管理事業(新規) 124億円
- ・ 外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等を支援

#### 2 漁業への就業促進や異業種連携による雇用拡大

---

- ① 担い手育成対策事業 24億円
- ・ 新規就業者向けの長期研修の実施、漁協等による演習船の整備等を支援

#### 3 円高・魚価低迷に対応した漁業・養殖業の競争力の強化

---

- ① 漁業構造改革総合対策事業 199億円
- ・ 高性能漁船や高度な品質管理手法の導入等により、漁業・養殖業の収益性を高める取組を支援
- ② 水産業緊急保証等事業(金融支援)(新規) 100億円
- ・ 中小企業向け保証対策の漁業版となる緊急保証措置によるセ

ーフティーンネットの充実（保証規模1,200億円）、漁船・養殖施設に係る融資の利子助成等を実施

- ③ 国産水産物流通促進特別対策事業 12億円
- ・ 学校給食向け食材の加工経費の助成等により、地産地消をはじめとする国産水産物の消費拡大の取組を支援

#### 4 生産性向上等の施設・設備等の導入の加速化

---

- ① 強い水産業づくり交付金 29億円
- ・ 既存施設を長寿命化するための改修、離島の燃油タンク等の整備、沿岸漁場の造成等を支援
- ② その他、漁業・養殖業の競争力強化等に必要な技術開発に係る（独）水産総合研究センターにおける施設の整備を実施 27億円

# 農政改革の展開方向

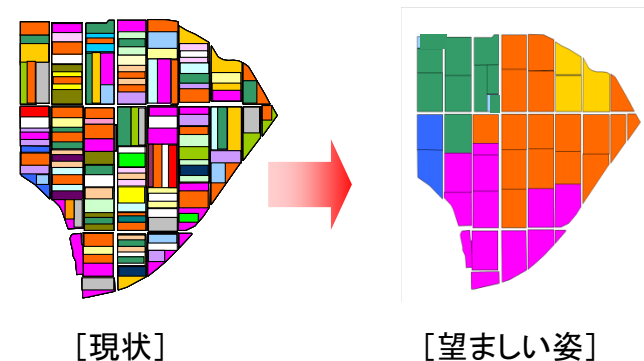
平成21年6月3日  
農林水産大臣 石破 茂

**農林水産省**

# 平成の農地改革に沿った担い手育成のあり方

担い手育成：27年度目標 家族経営 **33~37万** ⇒ 現状 **24万**  
集落営農 **2万~4万** ⇒ 現状 **1.3万**  
担い手への集積目標：27年度 **338万ha** 程度 ⇒ 現状 **210万ha**  
うち、面的集積目標：27年度 **236万ha** 程度 ⇒ 現状 **136万ha**

農地の面的集積のイメージ



## [平成の農地改革]

- ① 農地貸借の規制や農業生産法人の出資規制を見直し、多様な経営体の参入や連携を促進
- ② 担い手への農地貸付について、相続税の納税猶予制度の見直し、公的機関による農地再配分の仕組みの創設などにより、農地集積を加速化
- ③ 所有者が判然としない耕作放棄地について、所有者の同意無しでも利用できる仕組みの創設

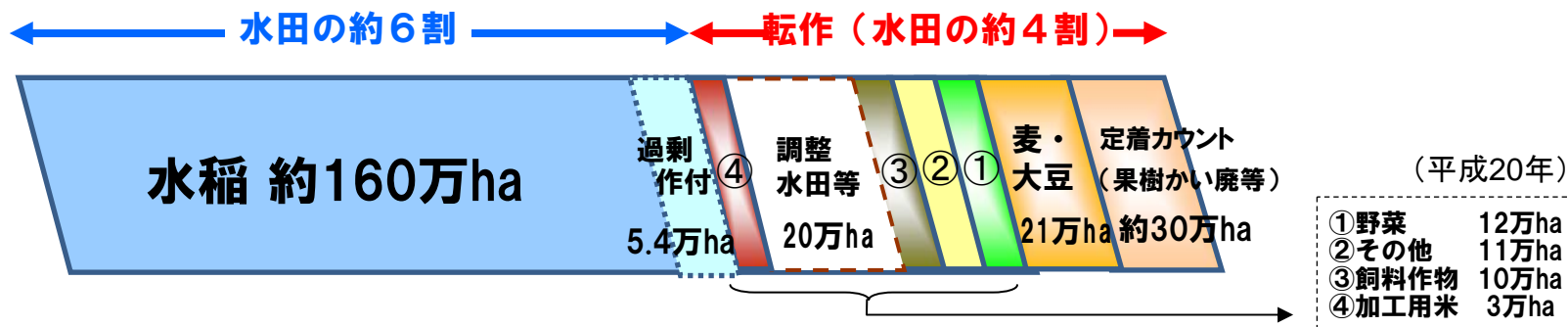
## [経済危機対策] (21年度補正)

- ① 農地の集積に関心の薄い農地所有者に、公的機関を通じた面的にまとまった農地貸付で、年最高**15,000円/10a**を最長5年分支援し、農地集積を加速(2,979億円)
- ② 農業法人への雇用での参入を促す「農の雇用事業」の充実(39億円)や新規就農者の農業機械・施設等の導入支援(55億円)

## [今後の対応]

- ・平成の農地改革の内容や支援策について、生産現場等に浸透させるよう、徹底的な取組を実施。特に農地の面的集積に全力を挙げて取り組む。
- ・「多様な経営主体の参入」に関し、経済界も含め、幅広く制度を周知し、必要な助言などを実施
- ・担い手の発展ステージに応じた新たな支援手法の導入や、農業生産を行いながら、農地等の資源や集落機能の維持に取り組む「地域法人」的な役割を担う組織の位置づけ等も検討
- ・新たな構造展望を明確にした上、担い手の育成、農地の利用集積を進展させるための総合的な工程表を作成
- ・耕作放棄地の再生作業や営農定着などの支援を実施

# 自給力の向上のための米政策・水田農業政策のあり方検討



飼料用米を食べる豚

- ① 米の消費量が昭和37年の半分に減少しているため、今の国民の消費量であれば、**水田の6割で生産可能**
- ② このような状況の中、**水田全体で主食用米を作れば**、価格は下がり、農業で生活している**大規模生産者の経営であっても、成り立たなくなる**
- ③ 一方、**世界中の食料需給が中長期的にひっ迫**する恐れがある中で、**日本の自給率は40%**
- ④ このため、**水田の残り4割における自給率の低い大豆、麦等の生産を支援**し、主食用米の需給バランスを取るとともに、自給率の向上につなげていくもの

## [米政策・水田農業政策の検討にあたって]

- ① 米の生産調整について、**アンケート調査結果や2次シミュレーションを踏まえ**、21年度からの**水田フル活用・全面活用の実施状況も検証しながら**
  - ア 生産調整実施者の不公平感が解消されること
  - イ 担い手経営の安定・発展や農業経営者の創意工夫につながること
  - ウ 大幅な過剰在庫の発生を回避することを基本に、**生産調整のあり方について検討**
- ② 更に、世界的な食料需給のひっ迫の可能性を考えれば、**食料自給力・自給率の向上を図るため**、麦、大豆、米粉・飼料用米の定着・拡大が進むような**生産振興対策のあり方についても検討**

## [米政策・水田農業政策の論点]

- ① **生産調整実施者に不公平感**があり、農村に一種の閉塞感があること
- ② 水田農業の**構造改革が遅れている**こと
- ③ **大豆・麦等の戦略作物の作付**が定着・拡大しなかった面があること

# 農山漁村の機能発揮のための支援のあり方

- 「産業政策としての農政」と同様に、「**地域政策としての農政**」も重要なテーマ  
**農業・農山漁村を国民全体で支える視点**が重要
- 平成2年からの10年間で**約5千集落**が農業集落機能を喪失
- 農業の多面的機能（洪水防止機能等）⇒ 年間**8兆2226億円**（日本学術会議）
- 都市住民の農村地域の自然環境の保全等に対する関心の高まり  
⇒ 「田舎で働き隊！」事業（当初想定800人）に**69団体 2,479人**が研修参加
- バイオマス資源（**年間3億2千万トン**）  
⇒ **約1,600万世帯**分の電力供給が可能（関東地域：1,800万世帯）



農山漁村での実践研修（「田舎で働き隊！」）

## 地域マネジメント 法人の育成

- ・ 企業やNPO法人をはじめとする多様な主体の協力と参画を得ながら、地域資源を活用することにより、農林漁業、地産地消、農産加工・直売、観光、介護支援など将来にわたり地域社会を維持していく事業を展開する地域マネジメント法人を育成。
- ・ 農山漁村の多面的機能の維持向上に向け、法人の立ち上げや経済的に自立していくための支援のあり方について、関係省庁とも連携して検討。

## 農山漁村の機能向上

- ・ 農山漁村が直面している地域活力の低下という現下の課題に対応するためには、農業や、農地・農業用水等の農業資源を対象とした従来の直接支援では必ずしも十分ではないところ。
- ・ このため、上述の地域マネジメント法人への活動への支援及び森林や里地里山なども含めた農山漁村が本来有する自然環境の保全など様々な機能の向上を図る活動への支援について検討。

## 緑と水の 環境技術革命

- ・ 農業界だけでなく、他の省庁、業種、学会とも連携し、我が国の総力をあげて農業・農山漁村の潜在力を発揮するための戦略を策定。
- ・ 農業・農山漁村の潜在力を活かした新産業（バイオマス産業、アグリヘルス産業、エネルギー産業、新素材産業）の創出のための新たな支援体制を整備。
- ・ 民間企業の参入リスクを軽減するため、関係省庁が一体となって行う支援措置の創設。

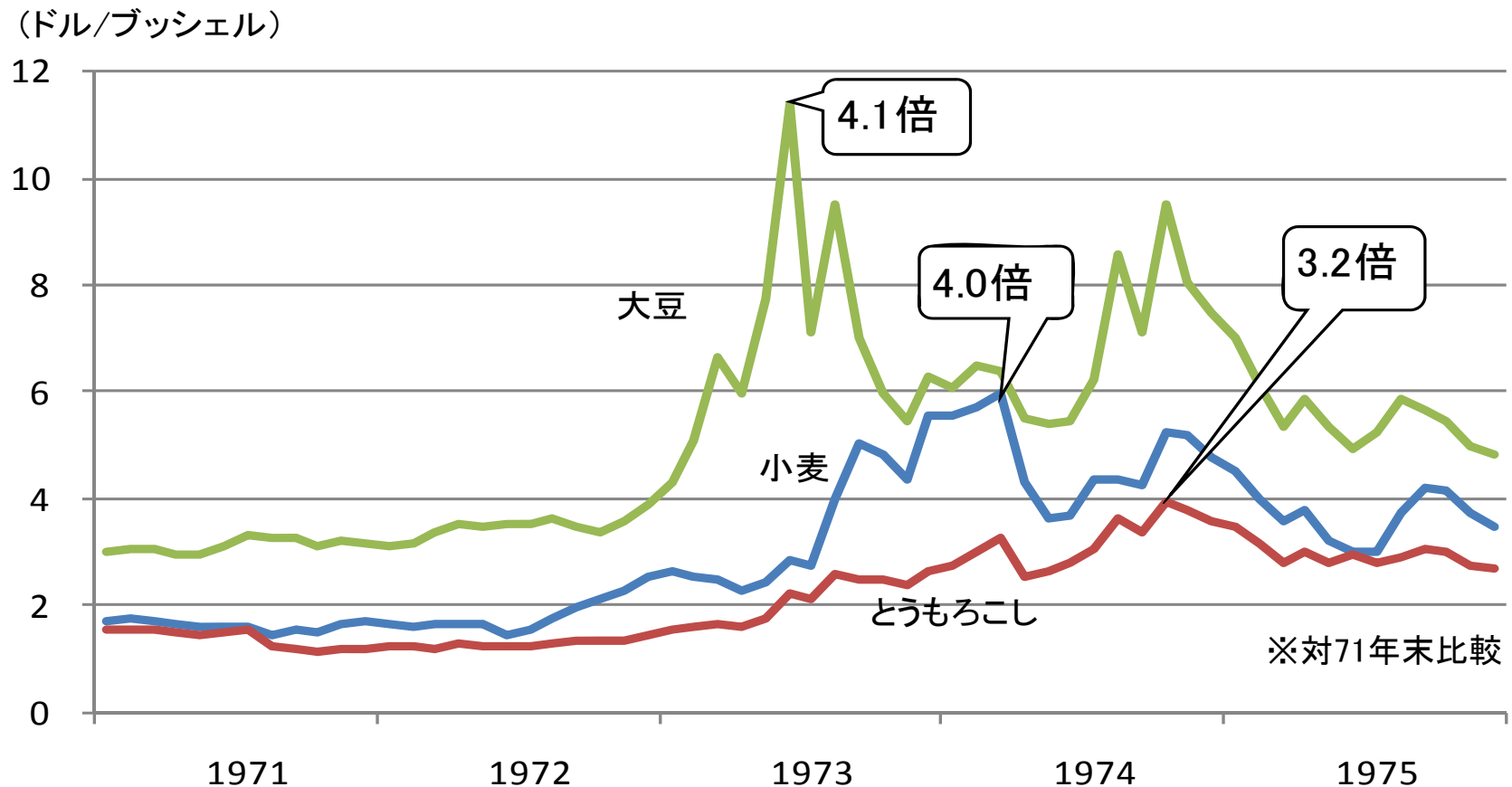
# 農政改革の展開方向

(参考資料)

平成21年6月3日  
農林水産大臣 石破 茂

**農林水産省**

# 1970年代前半の穀物等の国際価格の推移

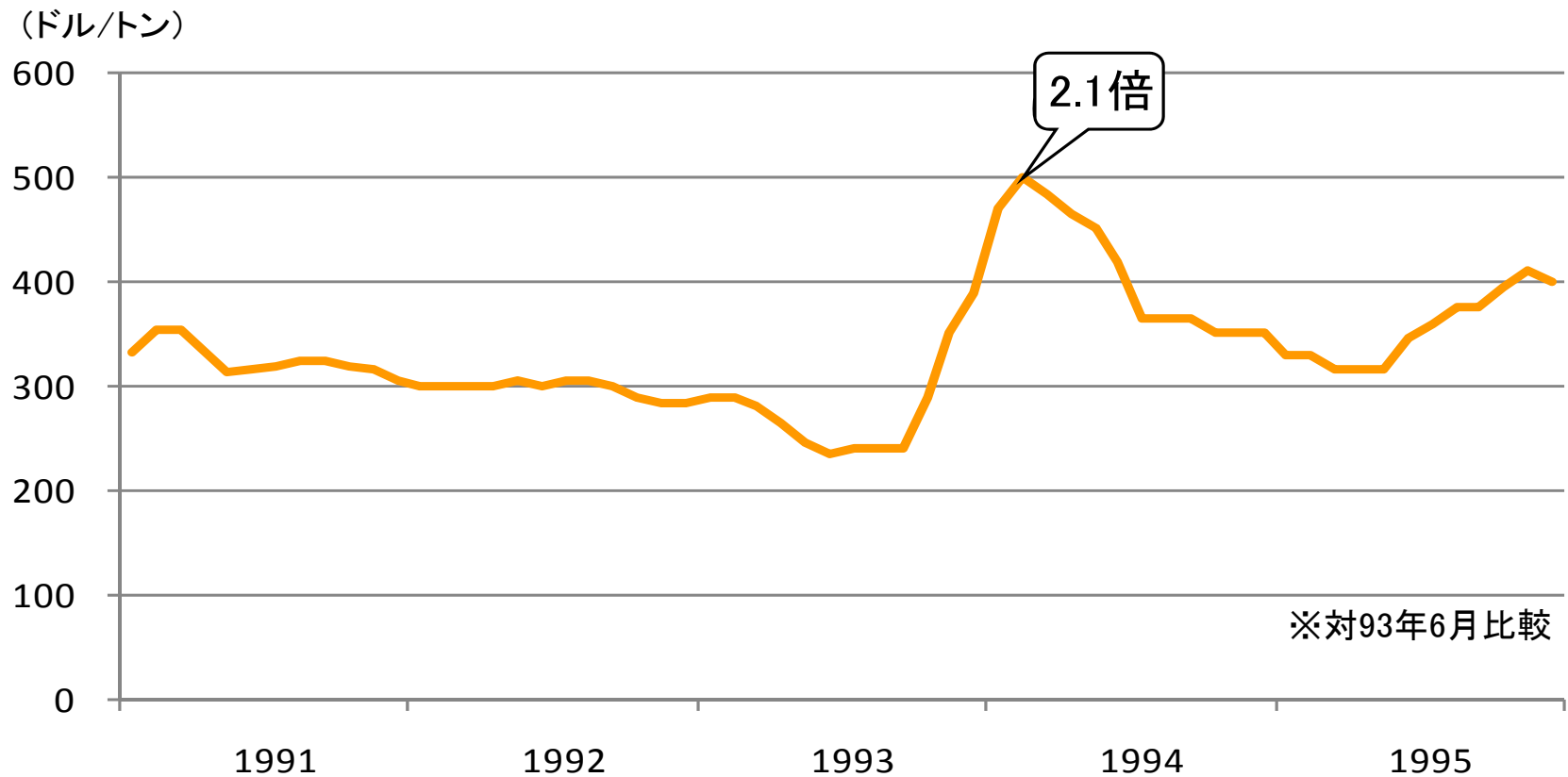


	1971	1972	1973	1974	1975
穀物生産量(百万t)	1,177	1,141	1,253	1,204	1,237
対前年増減率(%)	9.1	▲ 3.1	9.8	▲ 3.9	2.8
需要量(百万t)	1,150	1,174	1,230	1,191	1,212
期末在庫率(%)	18.9	15.4	15.6	16.7	18.1

資料: 米国農務省

注: シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近価格  
穀物には、大豆は含まれない。

# 1990年代前半の米の国際価格の推移

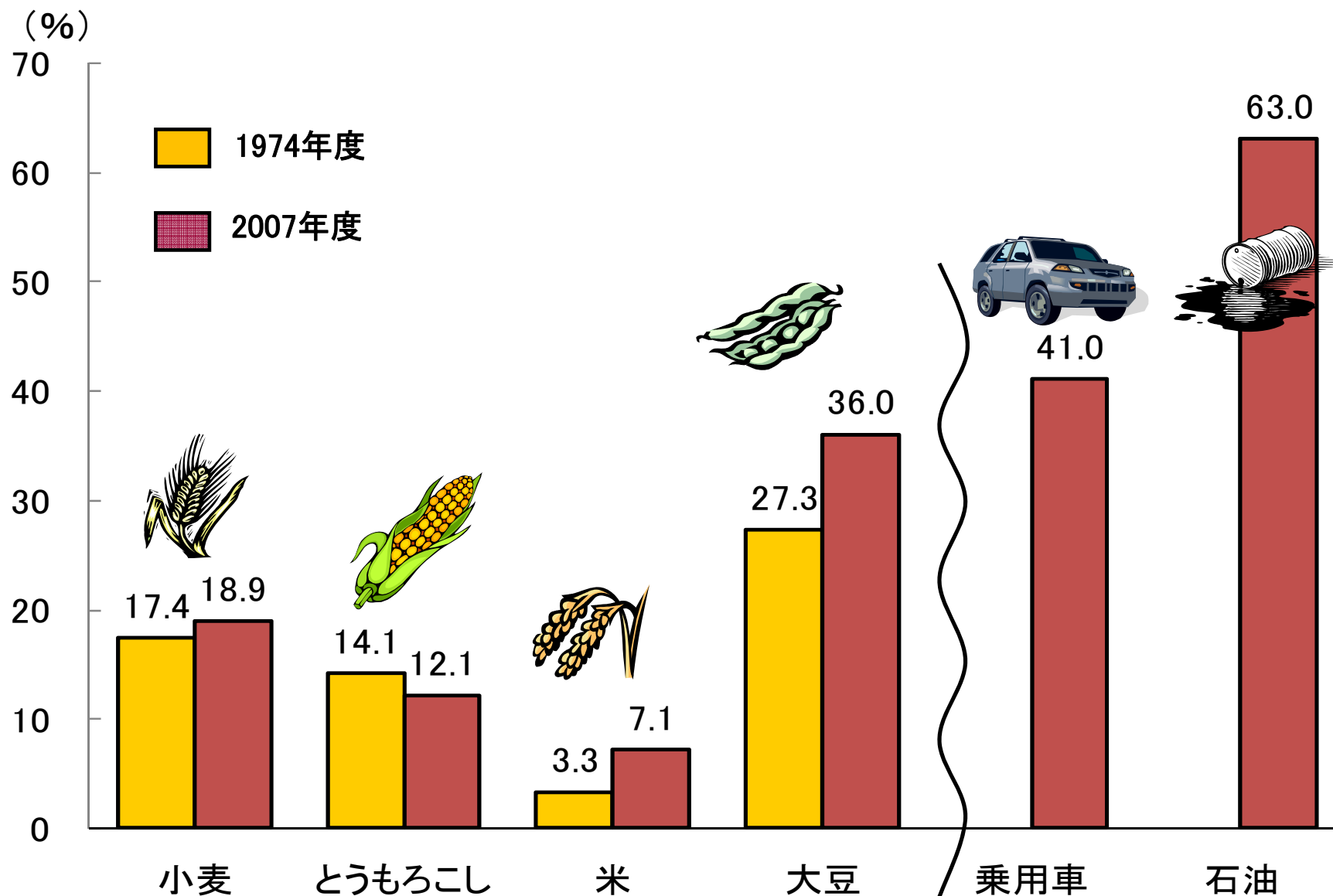


作況指数	95	101	74	109	102
日本の輸入量(万t)	5.7	9.2	104.9	183.5	49.5
世界の貿易量(万t)	1,450	1,490	1,580	2,110	1,980

資料:農林水産省、米国農務省

注:タイ国貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のFOB価格

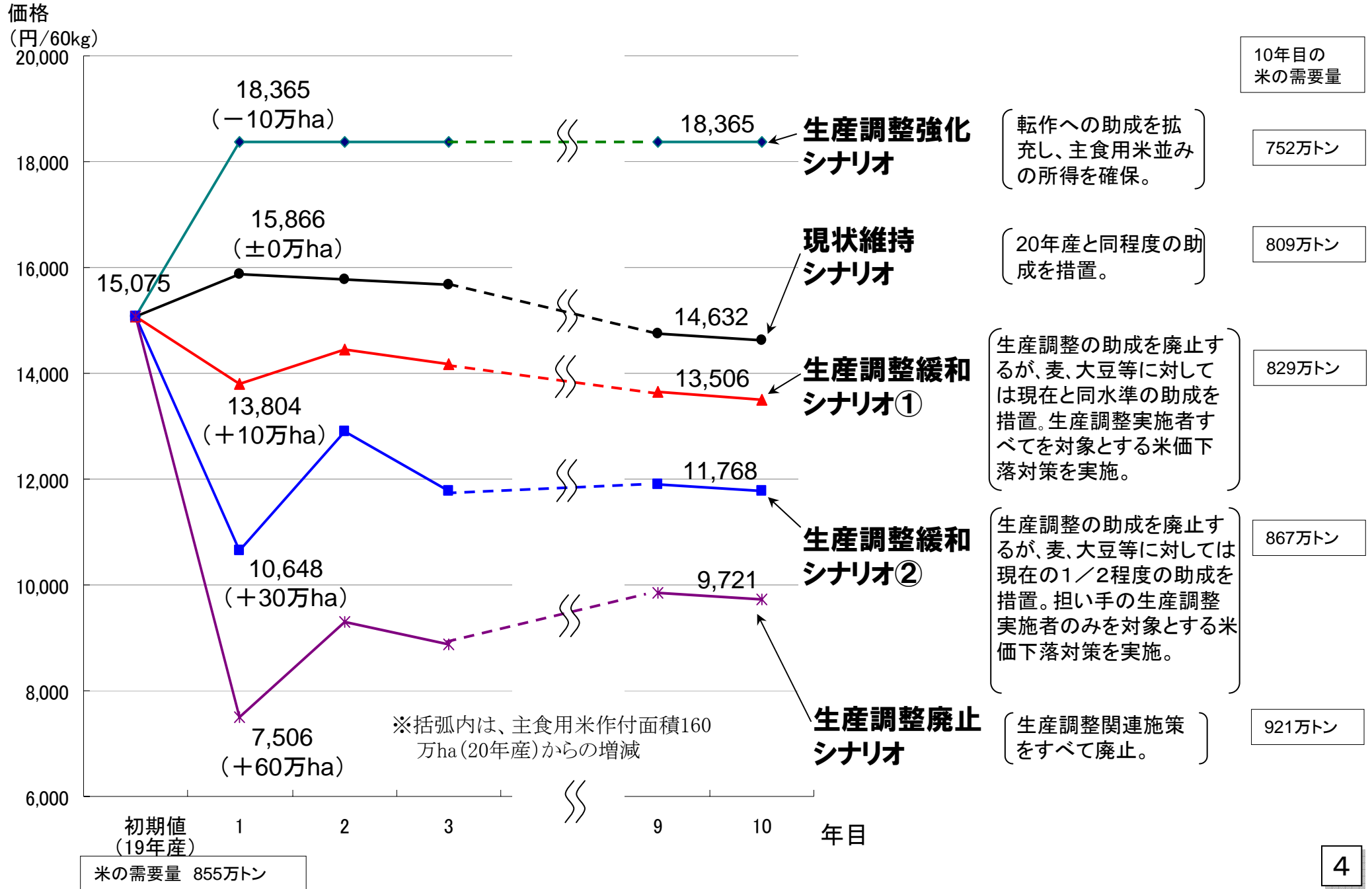
# 穀物等の貿易率の比較



資料: 米国農務省、(社)日本自動車工業会調べ、米国エネルギー省調べを基に農林水産省で作成。

注: 貿易率 = 輸出量 / 生産量 × 100

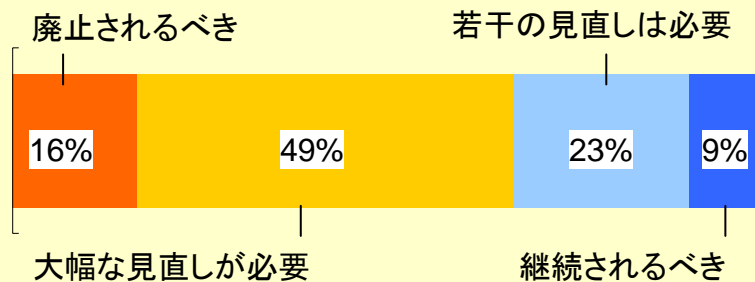
# 米政策シミュレーションによる予測



# 各種のアンケート調査における生産調整の評価

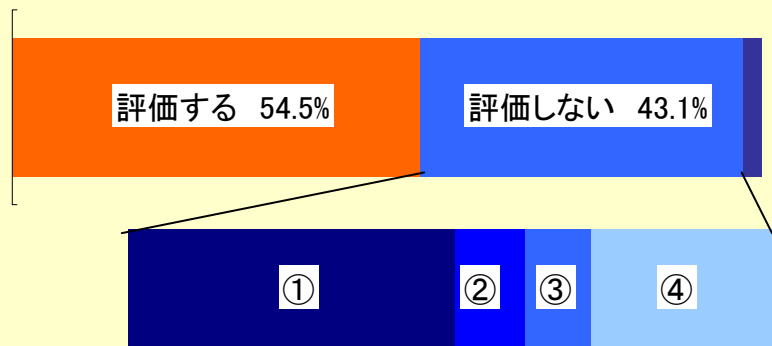
## ① 朝日新聞及び東北大学のアンケート調査

(問) 減反は・・・



## ② 河北新報社によるモニター調査

(問) 生産調整の緩和に意欲を見せる石破農相の姿勢について

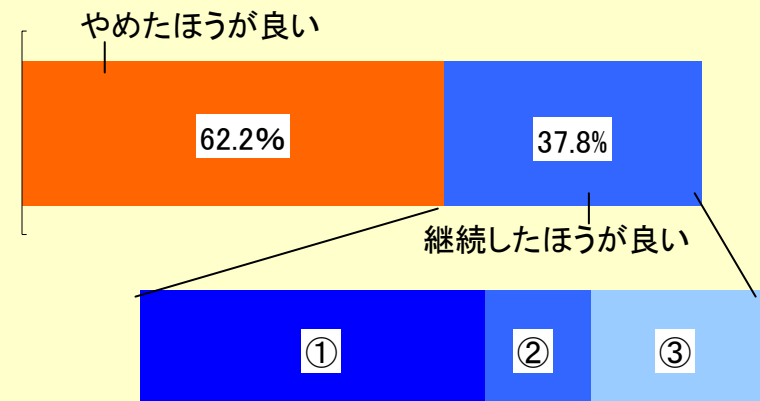


「評価しない」理由

- ① 米価が下落し、農業経営が行き詰まる 50.0%
- ② 自己責任で対応するには限界がある 10.9%
- ③ 休耕田、耕作放棄地が増える 10.0%
- ④ その他 29.1%

## ③ 東京大学大学院鈴木教授らの調査

(問) 米の減反政策について



「継続したほうが良い」理由

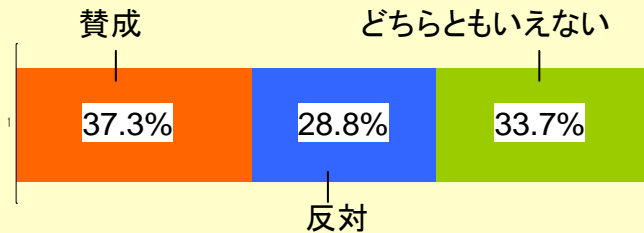
- ① 米価の維持に役立っている。やめたら米価が下がる 60.4%
- ② 米販売収入が減少する中で、他転作への奨励金、麦大豆への格差補てん等による収入が経営に欠かせないから。 18.9%
- ③ その他 20.8%

### 【出典、調査概要】

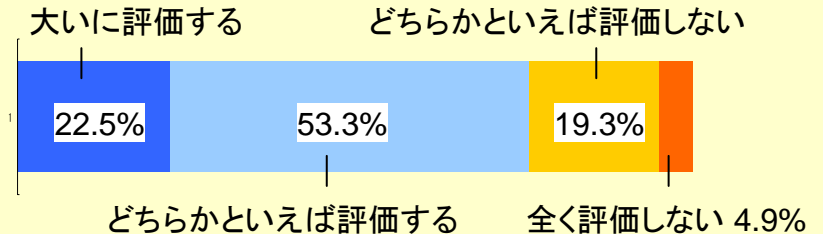
- ① 平成21年3月21日朝日新聞3面より。アンケートは宮城、秋田、山形、新潟4県の農業者800人を対象に2月下旬から3月上旬にかけて実施。配布した質問表を郵送で返送してもらうことにより回収。回収率は74.3%
- ② 平成21年5月29日河北新報1面より。東北6県の販売農家300人に農業モニターを委嘱。5月23日、24日、電話で聞き取り調査し、85%にあたる255人から回答を得た。
- ③ 出典:『農家の経営リスク・家計リスクに関する意識調査報告書』米販売農家156人に対するアンケート(平成20年)(渡辺靖仁・鈴木宣弘)

# 日本農業新聞によるアンケート調査の概要

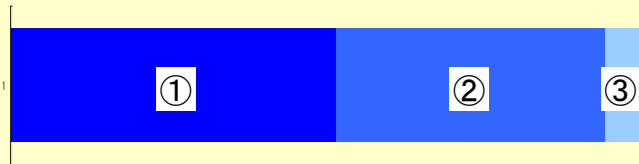
(問) 石破農相が米の生産調整を含む農政見直しをしようとしています。どう思いますか。



(問) 生産調整が果たしている米の需給と価格の安定に対する役割をどう思いますか。



(問) 生産調整の見直しに何を望みますか。



- ① 水田フル活用の定着  
(麦、大豆、飼料作物、米粉・飼料用米などへの助成を拡大し、米並みの所得水準を目指す。) 51.0%
- ② 生産調整の選択制と所得補償の導入  
(価格が多少下がっても、米の作付けの自由度を高める。生産調整参加者には一定の所得補償をする。) 42.2%
- ③ 生産調整の廃止  
(自由に米の作付けができるようにし、価格は市場原理にゆだねる。所得補償はしない。) 6.2%

(問) 所得補償を導入する場合、対象はどうすべきだと思いますか。



- ① 生産調整に取り組む担い手(認定農業者や集落営農組織)に限定する 23.5%
- ② 生産調整に参加・不参加にかかわらず、担い手ならだれでもよい 8.2%
- ③ 担い手に限定せず、生産調整参加者全員を対象とする 65.4%
- ④ わからない 1.0%

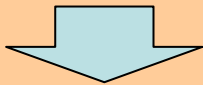
出典:平成21年6月3日付け日本農業新聞1、3面。5/23～5/31にかけて稲作を営む農家や農業生産法人、集落営農の代表計380人を対象に調査を実施(306人から回答)。

# 食品の安全性の向上と消費者の信頼確保に向けた取組

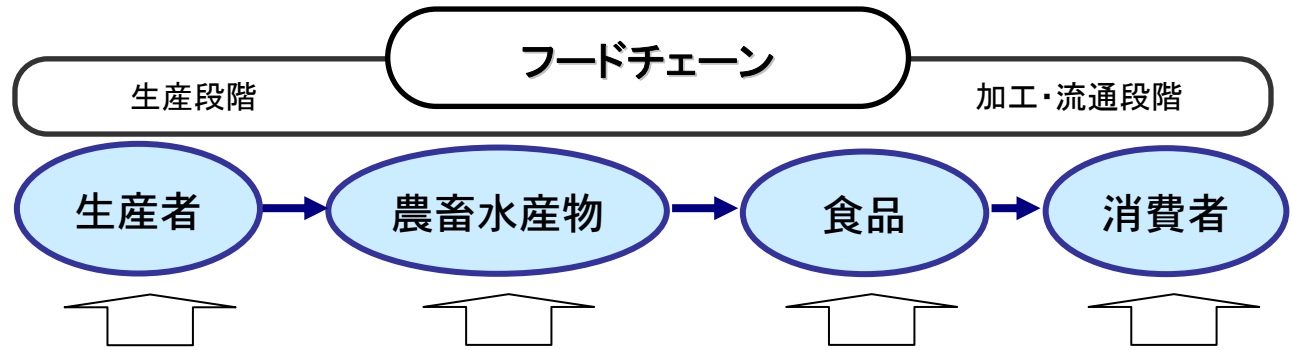
## 食品の安全性の向上についての基本的考え方

### 「後始末より未然防止」

後始末：問題が発生したときに事後的に対応



未然防止：生産段階から消費段階にわたって安全性を向上



最も効率的に安全性が向上するように、有害な微生物(O157等)  
・化学物質(カドミウム等)による汚染を防止・低減する必要

## 今後の展開方向

### 食品の安全性の向上

- ① 食品の安全に関するリスク管理の的確な実施と行政機関による科学に則った判断。
- ② レギュラトリーサイエンスの推進
  - ・ ①の推進のため、科学的知見を規制等の措置につなぐ調査研究、行政による科学的分析とそれに基づく施策の企画立案の充実や、行政と研究部門の連携強化を図る。

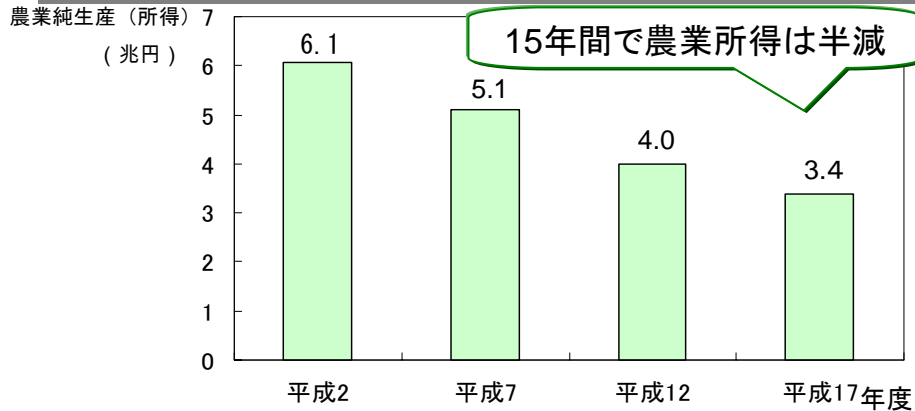
### 消費者への食品情報提供の充実

- ① ホームページ等における情報提供や通販・ネット販売への対応
  - ・ ホームページや二次元コード(QRコード等)などによる、加工食品の原料原産地などの情報の開示のあり方を検討し、指針を策定。
  - ・ 通販やネット販売など消費者が購入時に商品を手にして表示を確認できない販売方法が増加していることを踏まえ、開示すべき基本的な商品情報とその開示方法についての指針を策定。
- ② 意欲的な食品事業者が適正に評価される仕組みの構築
  - ・ 食品の加工技術の高度化やサプライチェーンの複雑化によって、一般消費者は食品の加工や流通の過程が見えづらくなっている。このため、食品の品質管理や消費者への情報提供などに意欲的に取り組む食品事業者が適正に評価される仕組みを構築する。

# 我が国の農業・農村が直面する現実

我が国の農業、農村は、農業所得の減少や高齢化に直面しており、このままでは持続可能性の維持すら危うい状況。若い世代をはじめとする新規参入や元気な農業経営体の育成が急務。

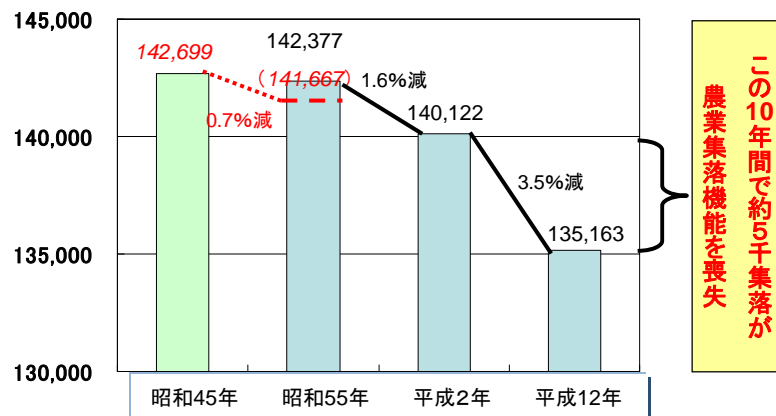
## 農業所得の推移



資料：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」

注：農業純生産とは、「農業総生産－固定資本減耗（減価償却引当額＋災害額）－間接税＋経常補助金」で算定され、所得として受け取った額に相当。

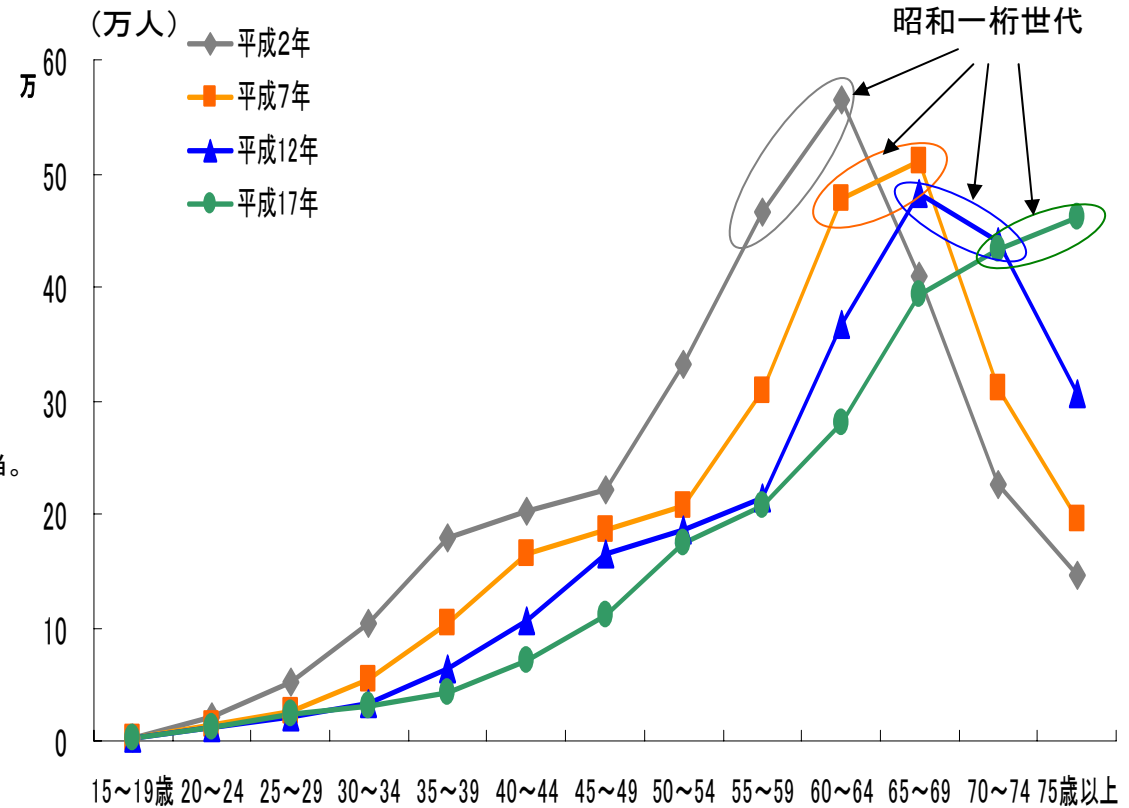
## 農業集落数の推移



注：1970年、1980年の斜体は沖縄を除く

資料：農林水産省「世界農林業センサスにおける農業集落調査を基に作成」

## 基幹的農業従事者の年齢構成



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

# 戦後農政の歩み

終戦直後は食料の増産と農村の民主化が課題。その後、我が国の経済成長の過程の中で他産業との格差是正や、国際規律への対応、担い手の育成などの課題に対応した農政を展開。

	昭和20年 終戦	昭和36年 農業基本法	平成4年 新農政等 (新しい食料・農業・農村政策の方向)	平成11年 新基本法 (食料・農業・農村基本法)
<b>基本的課題</b>	農村の貧困追放と都市への食料供給	生産性、所得の農工間格差の是正 米麦中心の生産から、畜産、野菜、果樹等の需要が拡大する作物への生産転換(選択的拡大)	「農業」に加え「食料」「農村」という視点から施策を構築 効率的、安定的経営体育成 市場原理の一層の導入	食料の安定供給の確保 多面的機能の十分な発揮 農業の持続的な発展 農村の振興
<b>農地・担い手</b>	広範な自作農を創設・定着するための農地改革 農地法の制定(S.27)	農業生産性向上のための農地流動化推進 農地法の改正(S.45)(借地による農地流動化) 農用地利用増進事業(S.50) 農用地利用増進法制定(S.55)	担い手の育成・確保 農業経営基盤強化促進法(H.5) 〔経営支援策の体系化、認定農業者制度の創設〕 稲作経営安定対策創設(H.9)	効率的・安定的農業経営が担う農業構造の確立 経営所得安定対策(H.19) 〔全農家を対象とした品目別対策から、担い手の経営に着目した対策に転換〕 〔集落営農組織を位置づけ〕
<b>主要食糧</b>	食料が絶対的に不足し食糧増産が大命題 食糧増産5ヵ年計画(S.27) 恒常的な米輸入 食糧法制定(S.17)	米の消費減少による需給ギャップの発生 米価算定に生産費所得補償方式導入(S.35) 米の完全自給達成(S.42) 自主流通米制度の発足(S.44) 米の生産調整本格開始(S.46) 最初の米価切り下げ(S.62)	国の全量管理から民間主導の流通 戦後最悪の不作(H.5) UR合意(H.5)、MA米輸入開始(H.7)、米の関税化(H.11) 食糧法制定(H.6) 〔備蓄のための政府買入れに限定、計画流通制度への移行等〕 新たな米政策大綱決定(H.9) 〔備蓄を適正水準にするための備蓄運営ルールの導入〕	消費者・市場を重視する米政策改革 米政策改革大綱決定(H.14) 〔生産者主体の需給調整、地域の創意工夫による助成(産地づくり対策)〕 食糧法改正(H.16) 〔生産調整方針の法定化、流通の原則自由化等〕

# 旧農業基本法制定時の想定と実際の進展

## 農業基本法制定時の想定

高度成長により農業の過剰就業人口が他産業に吸収され、農家戸数が減少する。

離農・規模縮小する農家の農地を集積することにより、農業経営の規模拡大が進み、生産性も向上する。

消費者所得の増大に伴って、需要の伸びが期待される農産物の生産が選択的に拡大する。

この結果、価格政策に大きく頼らなくとも、農業と他産業との間の生活水準の格差の解消が図られる。

## 実際の進展

- 技術進歩、機械化の進展により、農家の多くは他産業に従事（兼業）する形で営農を継続。
- 農地価格が上昇し、資産的保有傾向が強まった。

注：S35は総農家戸数に占める第2種兼業農家の割合、H19は販売農家に占める第2種兼業農家の割合。

第2種兼業農家の割合  
32% (S35)  
→62% (H19)

- 農地価格上昇・資産的保有傾向により、農地の流動化による規模拡大は十分進まず。
- 農業の時間当たり、面積当たりの生産性は向上したものの、規模拡大が進まず他産業と比較すると依然として大きな格差。

注：比較生産性＝農業就業者1人当たり純生産／製造業就業者1人当たり純生産

比較生産性（対製造業）  
20.7% (S35)  
→20.0% (H18)

畜産物、果実、野菜等において選択的拡大が進んだが、米の消費は想定以上に大きく減少。

米の1人当たり消費量  
115kg (S35)  
→61kg (H19)

- 高度経済成長の中で、農工間の所得格差への配慮もあり、米価を中心とした価格政策に大きなウェイトが置かれ、それがコメの過剰や小規模経営の継続の誘因に。

- 農家平均の所得で見れば他産業との均衡が達成されたが、それは農業発展によってではなく、主として兼業所得の増大によるもの。

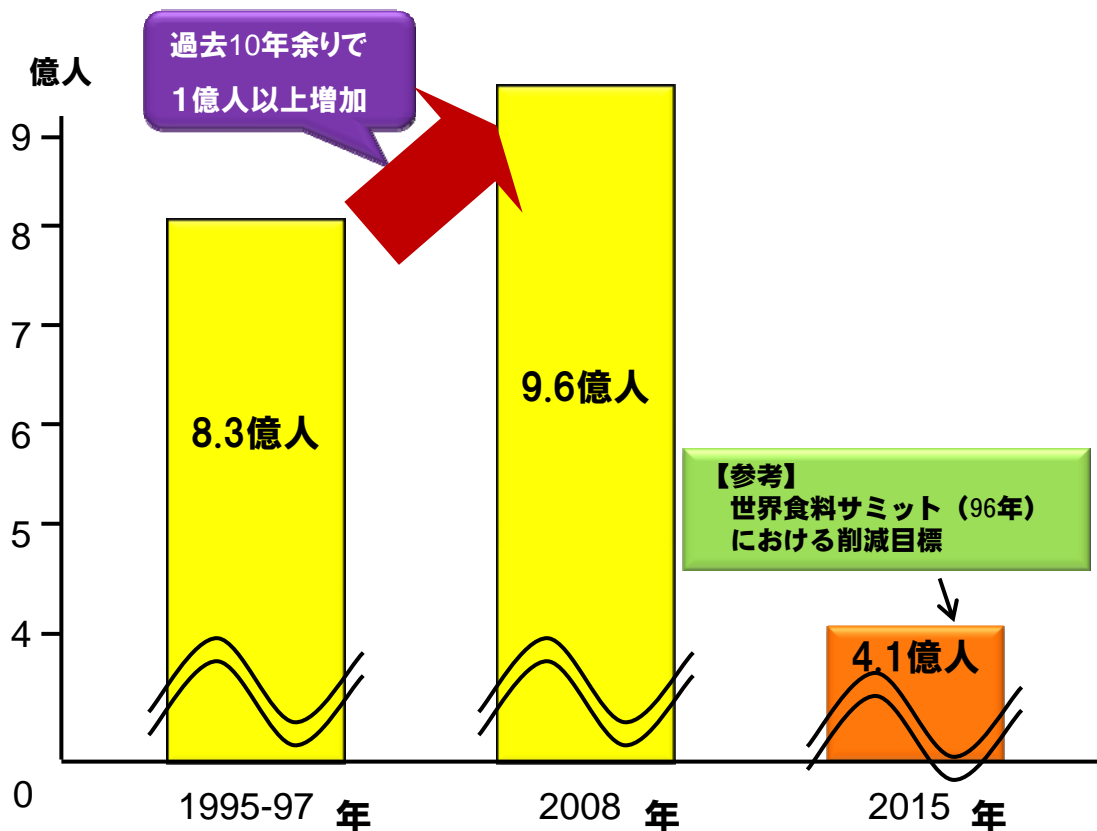
農家世帯員1人当たりの所得の対勤労世帯割合  
70% (S35)  
→113% (H15)

農家総所得に占める農業所得の割合  
49.5% (S35)  
→14.3% (H15)

# ひっ迫基調を続ける世界の食料需給の中での我が国農業の役割

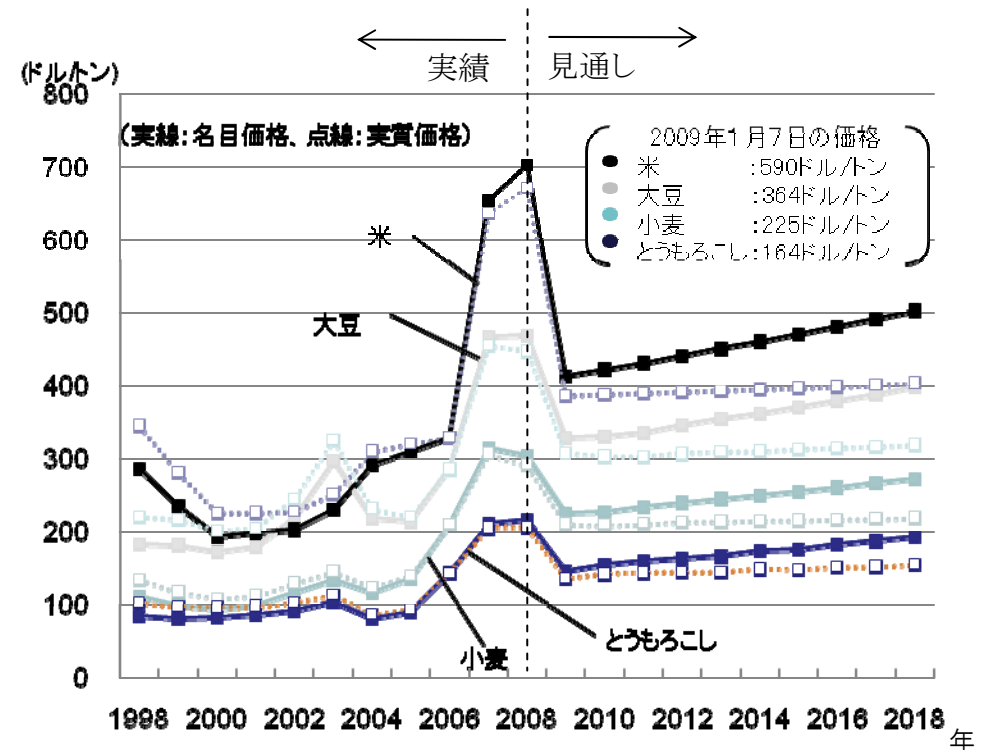
多くの研究機関が今後も世界の食料需給はひっ迫基調で推移すると予測しており、国民への食料の安定供給を確保する上で我が国農業の食料供給力の強化は重要である。また、世界の栄養不足人口が急増する中で、我が国が、自国で作ることのできる食料を作らずに国土を荒らすことは、世界の食料需給や環境問題に照らして許されない状況にある。

## 世界の栄養不足人口の推移



資料：FAO「The State of Food Insecurity in the World」、FAO及びWFPホームページより農林水産省作成

## 穀物及び大豆の国際価格の見通し



資料：農林水産政策研究所「2018年における世界の食料需給見通し  
—世界食料需給モデルによる予測結果—」

# 農業・農山漁村の潜在力

## ○ 耕作放棄地

- ・我が国の耕作放棄地面積 **39万ha**
- ・我が国農地1haあたりの農業総生産額(H18) **101万円**
- ・**10万ha**の耕作放棄地で営農を再開した場合  
⇒ 新たに**約1,000億円**の農業生産が見込まれる

## ○ エネルギー

- ・農地利用が困難な耕作放棄地のうち、仮に**4万ha**(全耕作放棄地の1割に相当)に太陽光パネルを設置した場合  
**約240億kwh/年**の発電量 (約**650万世帯分**)
- ・今後、開発可能な水力発電所・・・**約2,700地点**  
⇒ **458億kwh/年**の発電量 (約**1,250万世帯分**)
- ・この他、農業用水路等に未利用の水力エネルギーが存在

## ○ バイオマス資源

- ・我が国では年間**3億2千万トン**のバイオマスが発生  
(稲わら、家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等)
- ・これらを全て発電に利用した場合の電力量 **約600億kwh**  
⇒ **約1,600万世帯**の年間電力消費量に相当
- ・さらに、原油に換算すると **1,600万kl**  
⇒ 我が国の原油輸入量(**2億4千万kl**)の**6.5%**に相当

## ○ バイオテクノロジー

- ・我が国のスギ花粉症患者は**約3,800万人**と推定  
これらの人々が医療費や医療関連費(マスク・目薬等)として  
**約2,300億円**を毎年支出  
⇒ 発症を抑制する花粉症緩和米には、市場から大きな期待
- ・民間企業の推計では2009年の世界の医薬品の市場規模は**8,200億ドル(約82兆円)** (成長率:**4.5~5.5%**)

## ○ 情報通信インフラ

- ・ブロードバンドの普及状況  
サービスエリアの **98.3%** ⇔ 利用率 { (町村) **24.5%**  
世帯カバー率(全国) (都市部) **47.9%**
- ・携帯電話エリア内人口(全国) **99.8%**  
⇒ 農山漁村では条件不利地域の情報通信インフラの整備と有効な活用の拡大への期待

## ○ 食品廃棄物

- ・我が国の食品廃棄物**約1,900万トン**のうち、**約1,400万トン**が未利用で焼却又は埋立により処理。これらを全て焼却したと仮定すると、**約3,500億円**の焼却費用  
⇒ 肥料・飼料利用の拡大による焼却・埋立費用の大幅な削減が可能

# 農業・農山漁村の潜在力を活かした新たな挑戦

以下のプログラムについて、経済界とも協力し、国家をあげて実施

## ○ 緑と水の環境技術革命

### 1 バイオマス新産業創造プロジェクト ～世界最先端の環境技術を活かした新産業の創造～

- 農林水産物から新素材等を製造する技術や、環境負荷抑制や生物多様性の確保を通じて、次世代へ豊かな環境を継承するための技術などの開発・実用化を加速し、
- ・農林水産物や未利用バイオマスを活用する新産業の育成と新たな雇用の確保
  - ・農林漁業の地球環境保全への貢献と排出権取引等の新たなビジネスチャンスの創生 等を目指す。

【具体的な技術例】  
亜臨界水処理技術を応用した木質バイオマス連続分解システムによる木材の新たな用途の創出



### 2 アグリ・ヘルス産業開拓プロジェクト ～バイオテクノロジーと植物工場等の組合せによる新産業の創造～

- 近年実用化されつつある遺伝子組換え技術等を活用した農作物・カイコ等の生産技術や、LED等の人工光を用いた植物工場における高度な生産管理技術を用いながら医薬品、医療用新素材等を生産。
- 新産業による製品例: スギ花粉症緩和米、機能性米(血圧調整効果)、人工血管、蛍光絹糸



高度な生産管理が可能な植物工場

### 3 未利用エネルギー活用プロジェクト ～農山漁村を起点としたエネルギー革命の推進～

農山漁村に豊富に存在し、現在、利用されていないバイオマス、太陽光、水力、風力などの自然エネルギーを効果的に活用する社会システムの構築を推進するため、社会資本整備やインセンティブの拡大が必要。

このような取組により、農山漁村が新たなエネルギー供給基地になることによる農山漁村の活性化、低炭素社会の実現や地球環境保全への積極的な貢献を目指す。

【具体的な対応例】  
・バイオ燃料の地産地消に向けた社会システムの構築  
・自然エネルギー由来電力の導入量拡大、導入支援制度



小水力発電施設

## 4 耕作放棄地解消プロジェクト ～平成の農地改革の実践を通じた地域の活力の回復～

耕作放棄地の再生・利用を図るためには、「引き受け手をどうするか」「土地条件はどうか」「作物をどうするか」といったことが課題。

このため、農地制度の基本を「所有」から「利用」に再構築する平成の農地改革を行った上で、耕作放棄地の再生・利用の取組に対する支援を水田フル活用に向けた施策等と組合せて講じ、その農業上の利用を推進。

なお、農業上の利用が不可能なものは、立地条件に応じて活用。



荒廃した耕作放棄地

再生・利用

## 5 農山漁村IT活用総合化プロジェクト ～世界最高の情報通信基盤・技術を活かした農山漁村の活性化～

世界最高の情報通信基盤・技術を活かして農山漁村の活性化を図る。

- ・「省力」・・・携帯電話を活用した農作業記録の自動化、センサー・ロボットを活用したほ場・ハウス・畜舎の監視・管理作業の省力化
- ・「売上」・・・電子地図、衛星を活用した産地ぐるみの栽培管理により作物の収量・品質向上で売上を増加
- ・「便利」・・・ブロードバンドを活用したネット販売、農作物市況・営農情報提供、電子商取引、行政サービスの提供で情報を簡単入手、便利な暮らし
- ・「元気」・・・携帯電話を活用した観光情報、地域情報、直売所情報の提供で人が集まり地域が元気
- ・「安心」・・・携帯電話を活用した子どもの見守り、遠隔健康相談、交通情報の提供で安心した暮らし



ほ場で直売所の  
売れ行きを確認

## 6 食品産業グリーンプロジェクト ～食の工場で環境と成長を同時に追及～

資源・エネルギーの投入・利用の最適化とエミッションの最小化を可能とする食品産業のグリーン化と企業体質の強化を実現するため、

- ・資源の効率的利用を進めるため、業種ごとの食品廃棄物発生抑制基準の策定等事業者による食品ロスの削減
- ・生産現場を含む関係者の連携による食品リサイクル・ループの構築等効率的な食品リサイクルを促進する。



# 「経済財政改革の基本方針2009～安心・活力・責任～」(抄)

(6月23日閣議決定)

## 第2章 成長力の強化

### 1. 成長戦略の推進

#### (1) 低炭素革命

○ 太陽光発電・省エネ世界一プラン(2020年頃に再生可能エネルギーの対最終エネルギー消費比率を世界最高水準の20%程度へ、太陽光発電を20倍程度へ)、エコカー世界最速普及(2020年に新車販売の5割へ)、低炭素交通・都市革命、資源大国実現プランを推進する。

#### <主な施策>

- ・ (前段略)
- ・ レアメタル等を含む製品のリサイクルシステムの構築、廃プラスチックの総資源化、先進国型シップリサイクルの推進による鉄資源の確保と低炭素化への貢献、アジアにおける資源循環システムの構築、森林吸収源対策など森林の整備・保全と木材・木質バイオマス利用の推進、世界水ビジネス市場に参入、安全を前提とした原子力発電及び核燃料サイクルの推進・原子力産業の国際展開の推進、原子力教育の推進、上流権益確保への支援強化、海洋資源の探査・開発促進、クリーンアジア・イニシアティブ等の推進。

## 第2章 成長力の強化

### 1. 成長戦略の推進

#### (3) 魅力発揮

- 農林漁業潜在力発揮プラン(植物工場を3年以内に3倍増)、ソフトパワー発揮プラン(2020年にコンテンツ輸出比率を米国並みへ)、世界に誇る観光大国実現(2020年までに訪日外国人旅行者数2000万人へ)、人財力強化・技術力発揮プラン、IT底力発揮戦略を推進する。

#### <主な施策>

- ・ 緑と水の環境技術革命、耕作放棄地解消、農山漁村IT活用総合化、食品産業グリーンプロジェクト、先進的モデルの実施、ものづくり技術をいかした農林漁業の付加価値拡大。
- ・ 林業・木材産業の再生に向け、持続的林業経営の確立、「緑の雇用」の推進、間伐材の総合利用に向けた路網整備・機械化、生産・加工・流通体制の整備、国産材の需要拡大等を推進。力強い水産業の確立に向け、漁業収益力の向上等による燃油価格の変動等にも対応し得る持続的経営の確立、産地販売力の強化、漁業の就業者対策、地産地消等消費拡大、漁場の整備等を推進。
- ・ (後段略)

## 第2章 成長力の強化

### 2. アジア・世界の持続的成長への貢献

#### ④ 経済連携、資源外交

- ・ (前段略)
- ・ 海外への農業投資の促進などにより、世界及び我が国の食料安全保障に資する。

## 第2章 成長力の強化

### 3. 農政改革

「産業としての持続性」、「食料の供給力」、「農山漁村の活力」の三つを再生するため、農政改革を進め、農林水産政策の新たな展開を図る。

- ・新たな「農地法」について、生産現場等への浸透を図り、農地集積加速化事業等を通じて農地の面的集積を進め、多様な経営体の参入や連携を進めるとともに、平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する。新たな構造展望を明確にするとともに、担い手の育成、農地の利用集積を進展させるための総合的な工程表を作成する。
- ・現在の水田農業の構造改革が遅れていること、生産調整の実施者に不公平感があることを踏まえ、自給力の向上のための米政策・水田農業のあり方について検討を進める。世界的な食料需給のひっ迫の可能性も踏まえ、大豆・麦・米粉・飼料米などの定着・拡大が進むような思い切った生産振興策を検討し、早期に実施に移す。
- ・若者が農業に魅力を感じられるようにするとの観点から、生産・流通・販売の各段階における改革を通じて農業・農村の所得増大が図られるよう取り組む。農業経営体の参入促進・育成・支援に関する施策の充実を図る。
- ・従来の直接支援に加え、農山漁村が本来有する自然環境の保全などさまざまな機能の向上や地域社会の維持を図るための支援策について検討し、早期に実行に移す。
- ・バイオマス資源や自然エネルギー資源など農山漁村の潜在力を活かした新産業の創出を支援し、地域の活性化に役立てる。

## 第2章 成長力の強化

### 4. 地域発の成長

**活力と独自性のある地域づくりを進め、地域発の成長を実現する。**

- ・ 太陽光発電の導入加速や低炭素交通インフラ整備等の低炭素革命、地域医療再生等の健康長寿、農林漁業の潜在力発揮、観光大国等の魅力発揮、IT底力発揮戦略、といった成長戦略を地域において推進し、地域発の成長につなげていく。
- ・ 地域交通の活性化、内航海運の活性化を図るとともに、地域におけるまちづくりへの支援や地域の実情に応じた活性化策等を推進する。
- ・ （中段略）
- ・ 力強い子どもの成長を支える子ども農山漁村交流プロジェクトを着実に推進し、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図る。

## 第3章 安心社会の実現

### 2. 安全・生活の確保等

#### ⑤ 治安等

- ・ （前段略）
- ・ 地域の暮らしを守る鳥獣被害対策を着実に推進する。

## 農地法等の一部を改正する法律（概要）

平成21年6月  
農林水産省

### I 趣 旨

食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等によりその確保を図るとともに、農地の貸借についての規制の見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等によりその有効利用を促進する。

〔なお、これらの農地制度の見直しと併せて、農地の相続税の納税猶予制度について、現行では自ら営農を行わない限り認められないものを一定の貸付けの場合にも適用する見直しが行われる。〕

### II 法案の内容

#### 1 農地法の改正

##### (1) 法律の目的の見直し

① 農地法第1条の目的規定について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化する。 **(第1条関係)**

② ①の見直しに併せ、農地について所有権、賃借権等の権利を有する者はその適正かつ効率的な利用を確保しなければならない旨の責務規定を新たに設ける。

**(第2条の2関係)**

##### (2) 農地転用規制の見直し

① 現行では国又は都道府県が病院、学校等の公共施設の設置の用に供するために行う農地転用については、許可不要とされているが、これを見直し、許可権者である都道府県知事等と協議を行う仕組みを設ける。

**(第4条第1項第2号及び第5項並びに第5条第1項第1号及び第4項関係)**

② 違反転用が行われた場合において、都道府県知事等による行政代執行制度を創設するとともに、違反転用に対する罰則を強化（罰金額の引き上げ）する。

**(第51条第3項及び第67条関係)**

③ 農地の農業上の利用を確保するために特に必要がある場合において、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、農地転用許可事務の適切な執行を求めることができることとする。

**(第59条関係)**

##### (3) 農地の権利移動規制の見直し

農地の権利移動の規制について、農地の権利を取得しようとする者が、

- ・ 農地のすべてを効率的に利用すること
- ・ 個人の場合は農作業に常時従事すること
- ・ 法人の場合は農業生産法人であること

という現行の許可要件を引き続き原則とした上で、次のように見直す。

① 農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合には農業委員会は許可しないとの要件を新たに設ける。農業委員会のチェックを通じて、地域における農業の取組を阻害するような権利取得を排除する。  
(第3条第2項第7号関係)

② 農地の貸借について、次の要件のすべてを満たすときは、農作業に常時従事すること（個人の場合）及び農業生産法人であること（法人の場合）の要件を課さないことができることとする。

- ・ 農地を適正に利用していない場合に貸借の解除をする旨の条件が契約に付されていること。
  - ・ 地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。
  - ・ 法人にあつては、その業務執行役員のうち一人以上の者が農業に常時従事すると認められること
- (第3条第3項関係)

③ ②により許可を受けた者が上記の要件を満たさなくなった場合等には、農業委員会は、勧告、許可の取消し等の措置を講じるものとする。  
(第3条の2関係)

④ 農業生産法人について、農業生産法人は地域の農業者を中心とする法人であるとの基本的性格を維持した上で、出資制限を次のように見直す。

ア 農業生産法人の構成員については、法人に農地を貸している者等は議決権制限を受けないのに対して、これらの者と実態的に違いのない法人へ農作業を委託している者には議決権制限が課されている。この差を解消するため、法人へ農作業を委託している者についても、議決権制限を受けない構成員とする。

(第2条第3項第2号ホ関係)

イ 関連事業者の議決権を1事業者当たり1/10以下とする制限を廃止（ただし、最大で関連事業者の議決権の合計の上限（原則1/4）まで）するとともに、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者（農商工連携事業者等）が構成員である場合には、関連事業者の議決権の合計の上限を最大総議決権の1/2未満までとする。

(第2条第3項第2号関係)

⑤ 農地の権利取得に当たっての下限面積（原則50a以上）について、地域の実情に応じ農業委員会の判断でこれを引き下げられるようにする。

(第3条第2項第5号関係)

⑥ 相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届け出なければならないものとする。  
(第3条の3関係)

#### (4) 遊休農地対策の強化

遊休農地対策については、遊休農地のうち地域の農業振興を図る観点から市町村が指定したものについて必要な措置を講ずるという現行の仕組みを、全ての遊休農地を対象とした仕組みに見直す（現行の農業経営基盤強化促進法に基づく仕組みを農地法に基づく仕組みとする）。その際、農業者等が遊休農地がある旨を申し出ることができる仕組み、所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等を新たに設ける。

(第30条から第43条及び第44条関係)

(5) その他

- ① 小作地の所有制限及び小作地を国が強制的に買収する措置を廃止する。
- ② 農地の賃貸借の存続期間について、民法により20年以内とされているところを50年以内とする。(第19条関係)
- ③ 国が自作農創設のために強制的に未墾地を買収し、農家に開墾させる制度、標準小作料制度等を廃止する。
- ④ 「小作地」、「小作農」等の用語の見直しを行う。

## 2 農業経営基盤強化促進法の改正

### (1) 農地利用集積円滑化事業の創設

農地を面的にまとめることにより効率的に利用できるようにするため、市町村、市町村公社、農業協同組合等が、農地の所有者の委任を受けて、その者を代理して農地の貸付け等を行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業を創設する。(現行の農地保有合理化のための転貸事業等もこの事業として実施できることとする。)

なお、貸付け等の実施に当たっては、農用地利用集積計画(注)の仕組みを活用する。

**(第4条第3項、第6条第2項第5号及び第11条の9から第11条の13まで関係)**

(注) 農用地利用集積計画：市町村が、複数の農地の権利移動について一括して定める計画を作成・公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組み。なお、これにより設定・移転された賃借権等は、法定更新が適用されず、存続期間の満了により農地は確実に返還されることとなる。

### (2) 農用地利用集積計画の策定の円滑化

複数の者により共有されている農地について、5年を超えない利用権の設定を内容とする農用地利用集積計画を策定する場合には、共有者全員の同意ではなく共有持分の2分の1を超える同意でよいこととする。(第18条第3項第3号関係)

### (3) 特定農業法人の範囲の拡大

関係者の合意に基づき、担い手がない地域における農地の引き受け手として位置づけられる特定農業法人の範囲について、農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業生産法人以外の法人にも拡大する。(第23条第4項関係)

### (4) その他

農地法において農地の権利移動規制を見直すことに伴い、特定法人貸付事業を廃止する等所要の規定を整備する。

## 3 農業振興地域の整備に関する法律の改正

### (1) 農用地面積の目標の達成に向けた仕組みの整備

都道府県知事が農業振興地域整備基本方針において定める農用地面積の目標の達成状況について、都道府県知事は農林水産大臣に報告し、農林水産大臣は、これを取りまとめ、公表するとともに、目標の達成状況が著しく不十分な都道府県知事に対し、農林水産大臣は必要な措置を講じるよう求めることができることとする。

**(第3条の2第2項、第4条第2項、第5条の2及び第5条の3関係)**

### (2) 農用地区域からの除外の厳格化

農用地区域内の農用地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、同区域からの除外を行うことができないこととする。

**(第13条第2項関係)**

#### 4 農業協同組合法の改正

農地の貸借の規制の見直しに伴い、農業協同組合（連合会を含む。）が、総会における特別議決等の手続きを経た上で、農地の農業上の利用の増進を図るため、自ら、農地の貸借により農業経営の事業を行うことを可能とする。 **（第11条の31関係）**

#### 5 その他

この法律の施行後5年を目途として、国と地方公共団体との適切な役割分担の下に農地の確保を図る観点から、農地転用許可事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 **（附則第19条関係）**

### Ⅲ 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲で政令で定める日 **（附則第1条関係）**